

平成 29 年度第 1 回個人住民税検討会

日時：平成 29 年 10 月 5 日(木)13：00～

場所：総務省 共用会議室 3

1 開 会

2 議 題

- (1) 個人住民税を巡る最近の動向
- (2) 個人住民税の現年課税化
- (3) 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 平成 29 年度個人住民税検討会開催要綱
- 資料 2 平成 29 年度個人住民税検討会委員名簿
- 資料 3 個人住民税を巡る最近の動向
- 資料 4 個人住民税の現年課税化について
- 資料 5 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化について

平成 29 年度個人住民税検討会 開催要綱

1. 趣 旨

個人住民税は、様々な行政サービスの実施主体である地方団体が課税主体となって、受益者である住民に広く課税するものである。こうした特性を有する個人住民税に関し、経済社会情勢の変化や政府・与党における税制の議論を踏まえ、今後の個人住民税のあり方や全体としての事務の効率化を図るための制度的・実務的な課題について、幅広く検討するために本検討会を開催する。とりわけ、今年度においては、個人住民税における給与所得に係る特別徴収については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき指定された特別徴収義務者が、給与所得に係る特別徴収税額を納税義務者から徴収することとされているが、事務効率化の観点から通知の電子化について引き続き検討を行うとともに、地方団体における特別徴収の推進に関する取組について議論を深めることとする。

2. 名 称

本検討会の名称は、「個人住民税検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3. 検 討 項 目

- (1) 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化
- (2) 特別徴収の推進
- (3) 個人住民税の現年課税化

4. 委 員

別紙のとおり。

5. 座 長

- (1) 検討会には、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

5. 議 事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは有識者に会議への出席を求め、会議においてその意見を聞くことができる。

6. そ の 他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治税務局市町村税課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が別に定める。
- (3) 検討会は、公開しないが、検討会終了後、配付資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに研究会の議事概要を作成し、これを公表するものとする。

平成29年度個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ た こう いち
岩 田 孝 一日本電気株式会社NEC番号事業推進本部 兼 公共ソリ
ューション事業部マネージャーお がき わら とおる
小 笠 原 徹

地方税電子化協議会システム部長

お の だ なお き
斧 田 直 樹

久喜市財政部市民税課長

こう やま ひろ ゆき
神 山 弘 行

一橋大学大学院法学研究科准教授

たか はし くに お
高 橋 邦 夫

豊島区区民部税務課長

たけ だ けん ぞう
武 田 健 三

株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役

はやし ひろ あき
林 宏 昭

関西大学経済学部教授

(座 長)

はら だ ひろ き
原 田 大 樹

京都大学大学院法学研究科教授

ふち けい ご
湊 圭 吾

神戸大学大学院法学研究科教授

むろ ゆう じ
室 雄 司

横浜市財政局主税部税務課長

個人住民税を巡る最近の動向

- 個人所得課税改革に当たっては、多様な働き方に中立的な仕組みを構築するとともに、安心して結婚し子供を産み育てることができるようにするなど若い世代に光を当てる必要がある
- これまでにとりまとめた「一次レポート」や「論点整理」を受け、今回、働き方の選択に対して中立的な税制の構築に関する点を中心に議論し、中間報告をとりまとめ

一次レポート：「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月）
論点整理：「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月）

1. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築

■ 配偶者控除の見直しの選択肢に対する考え方

- ・ 現在の配偶者控除を更に見直すことが適当との方向性で一致したが、具体的な制度案には様々な意見があり以下の案について論点を整理
 - ① 配偶者控除を廃止するとともに、廃止によって生じる財源を子育て支援の拡充に充てる案
 - ② 配偶者控除に代えて移転的基礎控除を税額控除方式で導入する案
 - ③ 配偶者控除に代えて夫婦世帯を対象とした新たな控除を設ける案
- ※ 配偶者控除について、配偶者の収入制限である「103万円」を引き上げることも一案との意見
- ・ 家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わる問題でもあり、国民的議論が十分に尽くされることを期待

■ 他の制度・政策との関係

- ・ 被用者保険制度等における取組みも極めて重要であり、総合的な対応が必要
- ・ 企業の配偶者手当について、就業調整問題を解消する観点からの抜本的な見直しを強く要請

2. 所得控除方式の見直し（引き続き検討）

- 現行の「所得控除方式」は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏まえ、主要諸外国におけるゼロ税率方式、税額控除方式、逡減・消失型の所得控除方式などの仕組みを参考に、所得再分配機能を回復する観点からそのあり方について見直し

3. 働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直し（引き続き検討）

- 「雇用的自営」の増加や今後見込まれる働き方の多様化の進展も踏まえ、税負担能力の調整を所得の種類ごとではなく人的な事情に応じて配慮する重要性が高まっており、給与所得控除等のような「所得計算上の控除」と、基礎控除のような「人的控除」のあり方を全体として見直し

4. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築（まずは専門家の間で論点を整理）

- 就労形態や勤務先企業、投資対象となる金融商品によって利用できる制度が細分化され、税制上受けられる支援の大きさが異なることを踏まえ、企業年金等に係る税制について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築

- 「骨太方針2015」においても示されているとおり、個人所得課税改革は、**税収中立の考え方**を基本として行っていく必要

- 今後、幅広く丁寧な国民的議論ができるだけ早期に行われていくことを期待。専門的・技術的な観点から丁寧な議論を積み重ねることを通じ、こうした国民的議論に資するよう今後も検討を継続

5. 個人住民税のあり方

- 地域における社会的なセーフティネットを提供する地方公共団体に期待される役割が一層大きくなっていることを踏まえ、その役割を十分に果たしていくための**住民サービスの財源を適切に確保する観点**が極めて重要。
- ・ 働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめ、個人所得課税改革を進める上で、個人住民税においても、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、**税収中立の考え方を基本として行っていく必要**。
- ・ 個人住民税は、比例税率化を通じて応益課税としての性格がより明確になっていることから、**配偶者控除をはじめ諸控除を見直す場合、税率構造や地方の基幹税としての役割、地域社会の会費を住民がその能力に応じて広く負担を分任するという独自の性格(地域社会の会費的性格)を踏まえた検討が必要**。
- ・ 税収の地域間格差、納税義務者数の維持及び社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることに留意が必要。

<参考>「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(個人住民税関係)の概要

〔平成27年11月 政府税制調査会〕

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。
→ 地方公共団体が地域の実情に即した**住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠**
- **個人住民税は地域社会の会費的性格**(地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格)を有している。
→ **均等割の存在**
所得割(比例税率)における低めの課税最低限の設定
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。
→ **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点が極めて重要。
 - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
 - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意**。
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性も念頭に置く必要**。

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

わが国の経済社会は近年において著しい構造変化を遂げている。個人所得課税についても、経済社会の構造変化を踏まえた改革を行っていく必要があるが、平成29年度税制改正においては、喫緊の課題への対応として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。その上で、今後数年をかけて、基礎控除をはじめとする人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととする。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するためには、税制、社会保障制度、企業の配偶者手当制度などの面で総合的な取り組みを進める必要がある。

（略）

他方で、配偶者が就業時間を調整することによって、納税者本人に配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える傾向があると指摘されている（いわゆる「103万円の壁」）。これについては、配偶者特別控除の導入によって、配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消している。それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、いわゆる「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されている。生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、パート収入を一定の範囲内に抑えるために就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれ、更に強まるのではないかとということが懸念される。

このような就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。具体的には、所得税の場合、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円（給与所得のみの場合、給与収入150万円）に引き上げるとともに、現行制度と同様に、世帯の手取り収入が逆転しないような仕組みを設ける。この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が目指している最低賃金の全国加重平均額である1,000円の時給で1日6時間、週5日勤務した場合の年収（144万円）を上回るものである。

こうした見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことのできる環境づくりに寄与するものであり、また、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待される。

同時に、配偶者控除・配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性の観点から、これらの控除が適用される納税者本人の合計所得金額に所得制限を設けることとし、国・地方を通じた税収中立を確保する。こうした所得制限は、後述する所得再分配機能の回復に資するものであるが、その際、所得に応じた税負担の差をなだらかにする観点から、所得控除額を所得に応じて逡減・消失させていく仕組みとする。今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

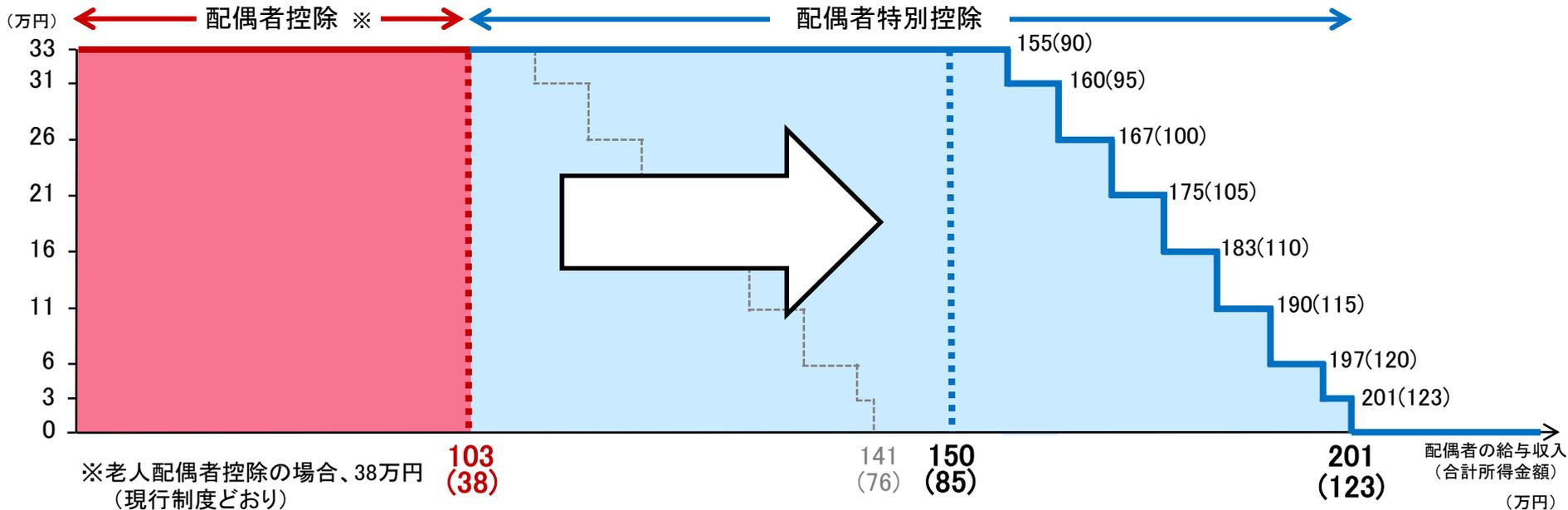
（略）

個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

○ 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)

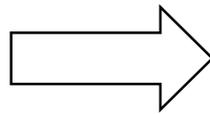
平成31年度分以後の
個人住民税について適用

納税者本人の
受ける控除額



納税者本人の
所得制限

見直し前:なし
(配偶者特別控除は、給与1,220万円
(合計所得金額1,000万円)で消失)



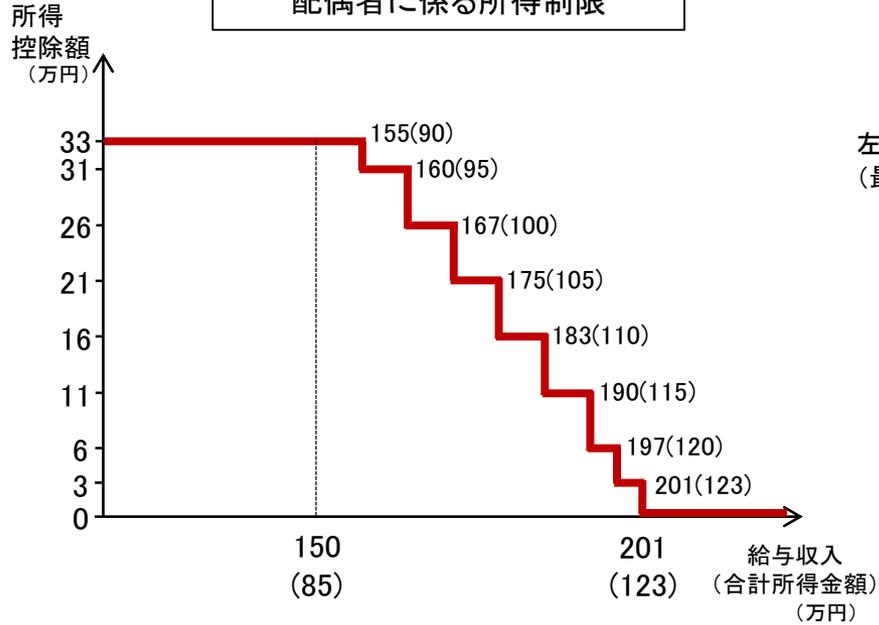
見直し後:
給与1,120万円(合計所得金額900万円)から逡減開始し、
給与1,220万円(合計所得金額1,000万円)で消失

(注) 納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)超1,220万円(1,000万円)以下の場合でも控除が受けられることとし、控除額が逡減・消失する仕組みとする。具体的には、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)以下の場合の「控除額」を、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①1,120~1,170万円(900~950万円)の場合には、その控除額の2/3、②1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合には、その控除額の1/3とし、③1,220万円(1,000万円)を超える場合には消失することとする。(控除額は1万円未満切上げ)

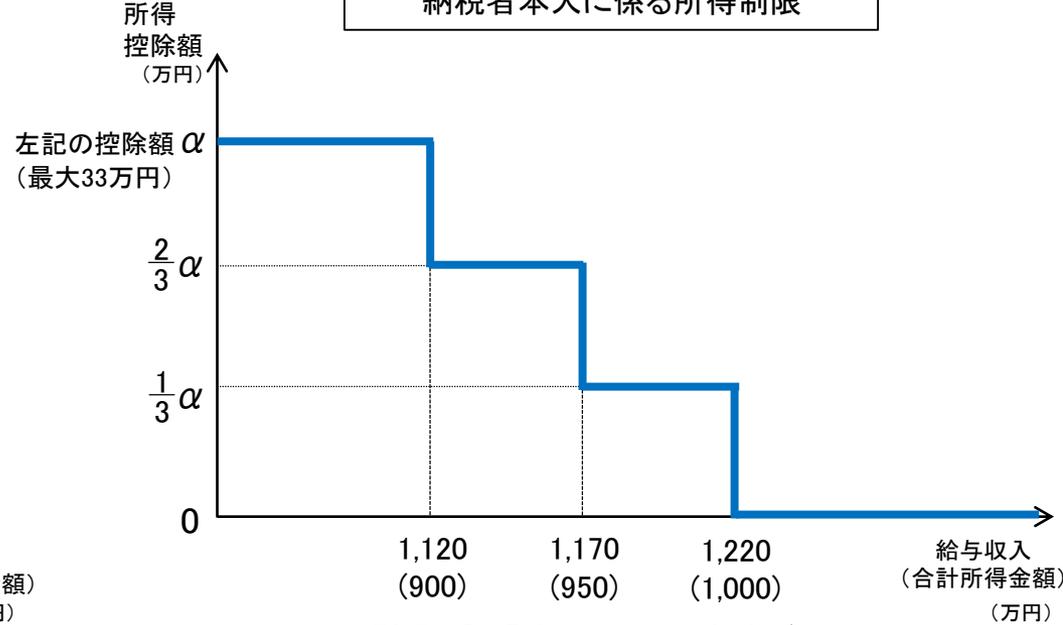
○ 今回の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

控除額を納税者本人の所得に応じて 逦減・消失させていく仕組み

配偶者に係る所得制限



納税者本人に係る所得制限



※ 所得控除額は、1万円未満切上げ

配偶者の給与収入(合計所得金額)

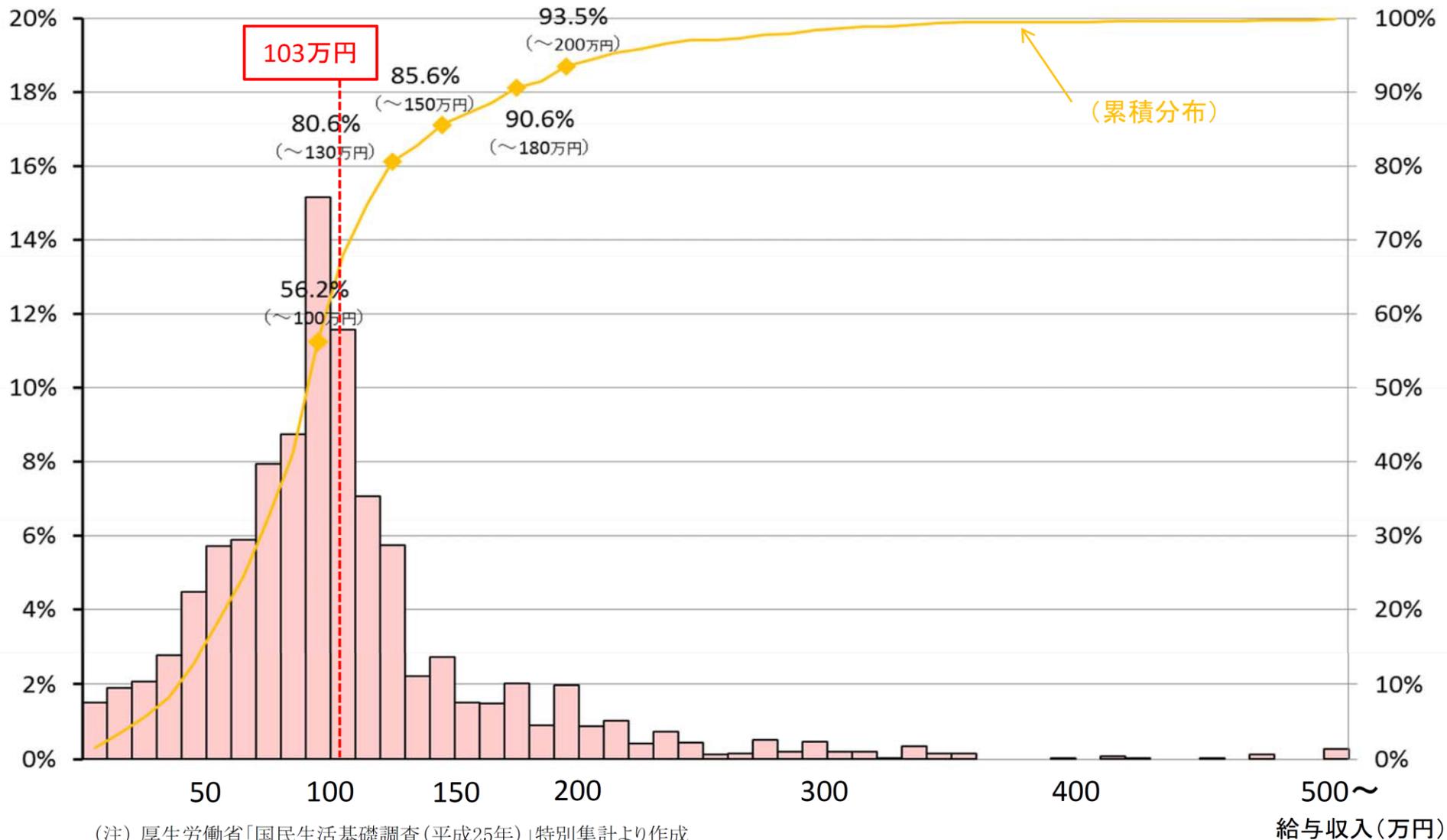
(単位:万円)

	配偶者控除※	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~167 (~105)	~175 (~110)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)
~1,120 (~900)	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額38万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額26万円、③1,170~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額13万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

納税者本人の給与収入(合計所得金額)

パート労働者（妻）の収入分布（給与）

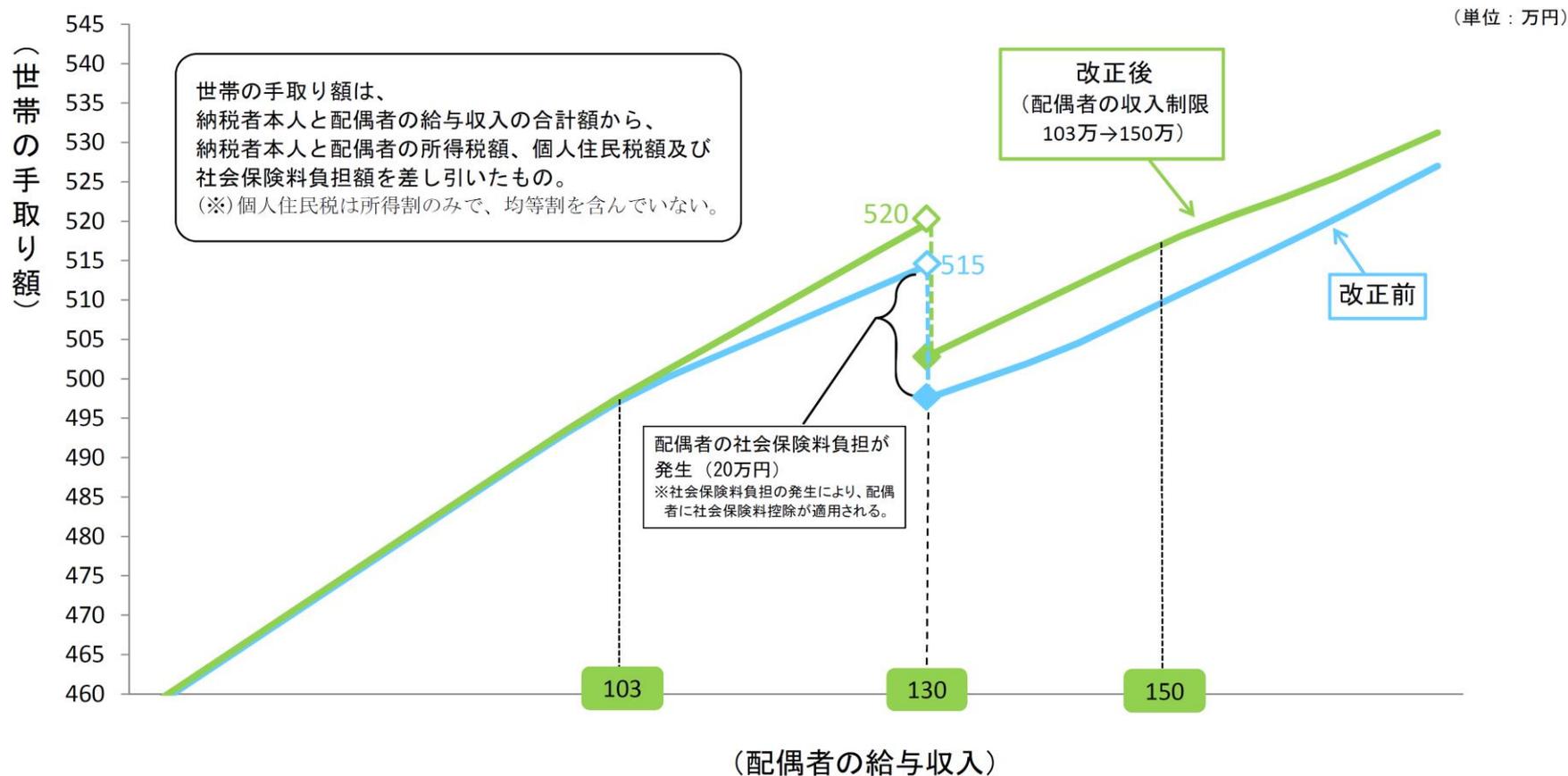


(注) 厚生労働省「国民生活基礎調査(平成25年)」特別集計より作成

給与収入(万円)

配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図

- (前提)
- ・ 納税者本人の給与収入は500万円と仮定。
 - ・ 配偶者は中小企業等に勤めており、平成28年10月からの被用者保険の適用拡大の対象外。配偶者の給与収入が130万円以上になると、配偶者は国民年金の第1号被保険者となるケースが一般的であるが、ここでは、配偶者の労働時間が正社員の4分の3以上となり、厚生年金の加入者（国民年金の第2号被保険者）となると仮定。
- (注) 配偶者は、厚生年金の加入者となることで、将来的に基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受けることができることとなる。



民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成28年職種別民間給与実態調査」により作成)

① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する				配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
	配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を状況の変化によっては見直すことを検討	配偶者の手当を見直す予定がない			
76.8%	(87.0%)	[9.1%]	[13.3%]	[77.6%]	(13.0%)	23.2%

(注1) ()内は、家族手当制度がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[85.4%]	<29.5%>	<65.9%>	<4.6%>	[14.6%]

(注1) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

③ 扶養家族の構成別支給月額

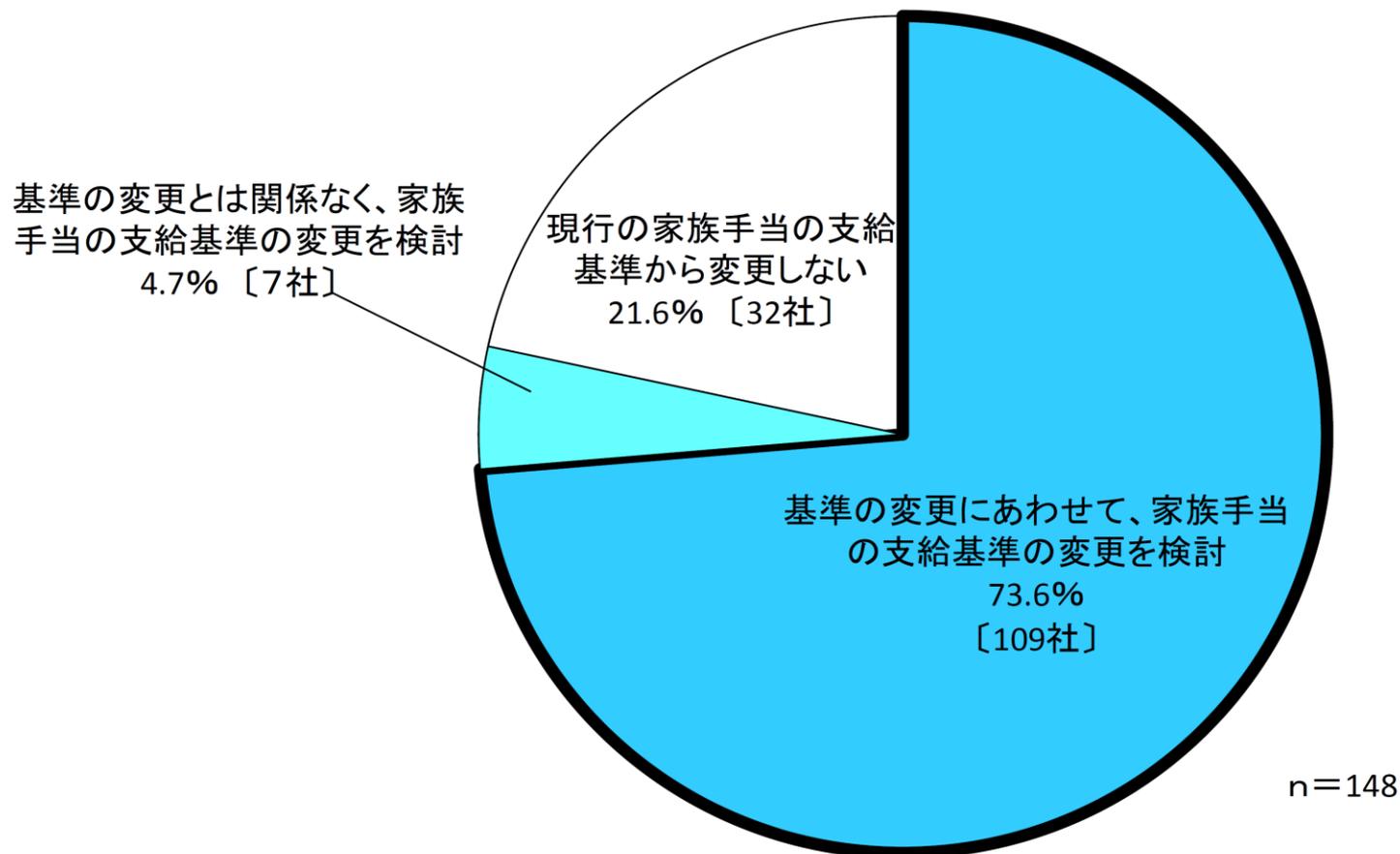
扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,024円
配偶者と子1人	20,094円
配偶者と子2人	25,593円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

配偶者控除の見直しに伴う民間企業の家族手当 (配偶者手当)の見直しについて (アンケート結果)

(日本経済団体連合会「2015年人事・労務に関するトップ・マネジメント調査結果」(2016年1月19日)より)

「配偶者控除」や「健康保険被扶養者」の適用となる所得基準が変更となった場合の対応



平成29年度税制改正大綱（抄）

平成28年12月8日
自由民主党
公明党

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。
具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、比例税率となっているため、控除方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに留意する必要がある。

これらの改革に当たっては、個人所得課税の税制全体における位置づけや負担構造のあるべき姿について検討する必要がある、丁寧に進めていくこととする。

所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

所得控除 (日本)

所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



↓ 累進税率を適用



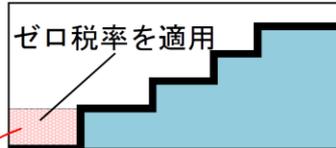
高所得者ほど大

① ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



↓ 所得控除なしで累進税率を適用



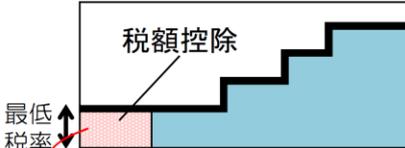
所得水準によらず一定

② 税額控除 (カナダ)

一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



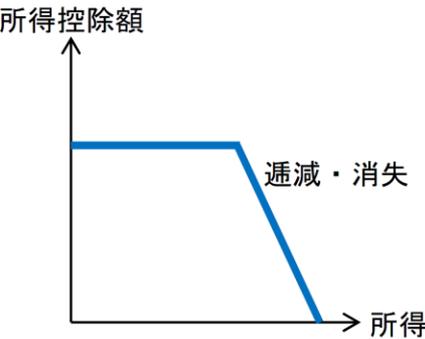
↓ 所得控除なしで累進税率を適用



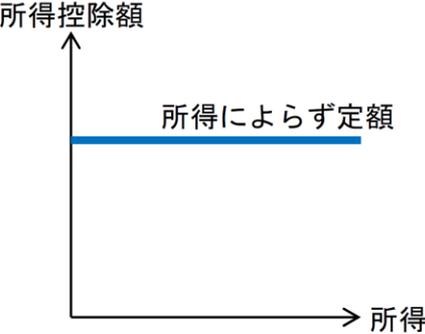
所得水準によらず一定

③ 所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



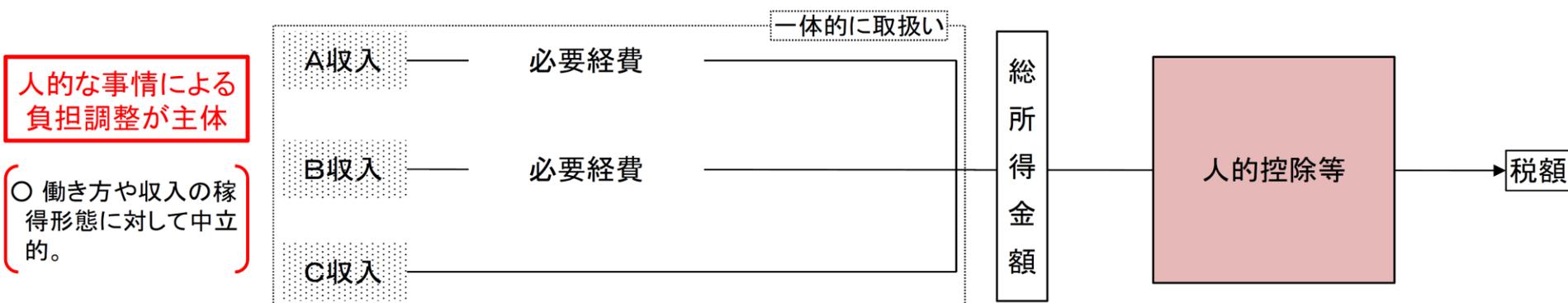
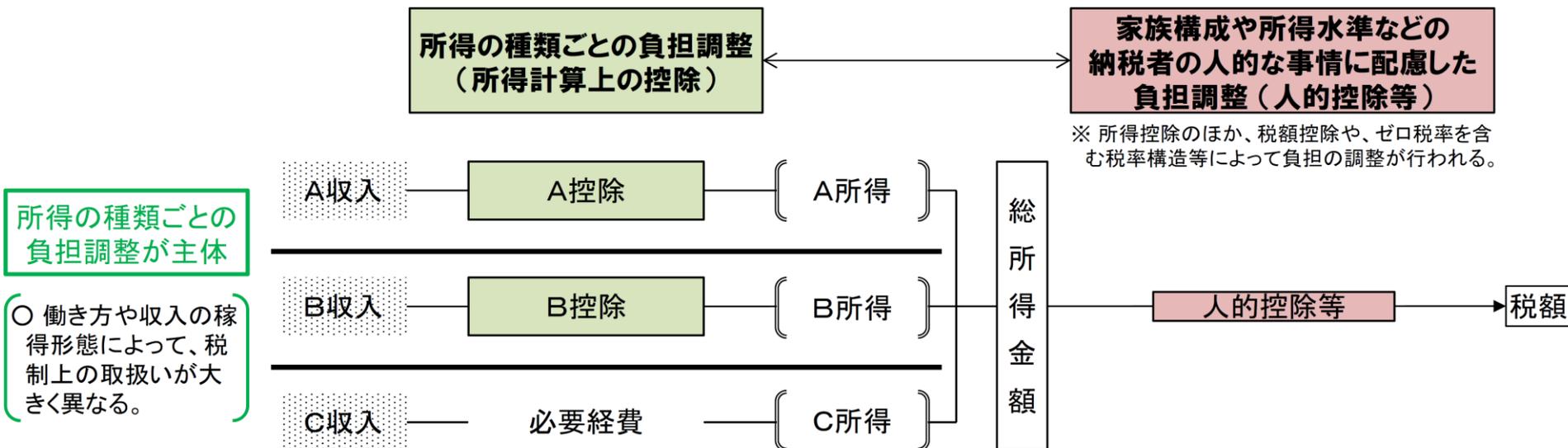
所得控除 (日本)



税負担の調整のあり方(イメージ)

○ 税負担の調整に当たっては、

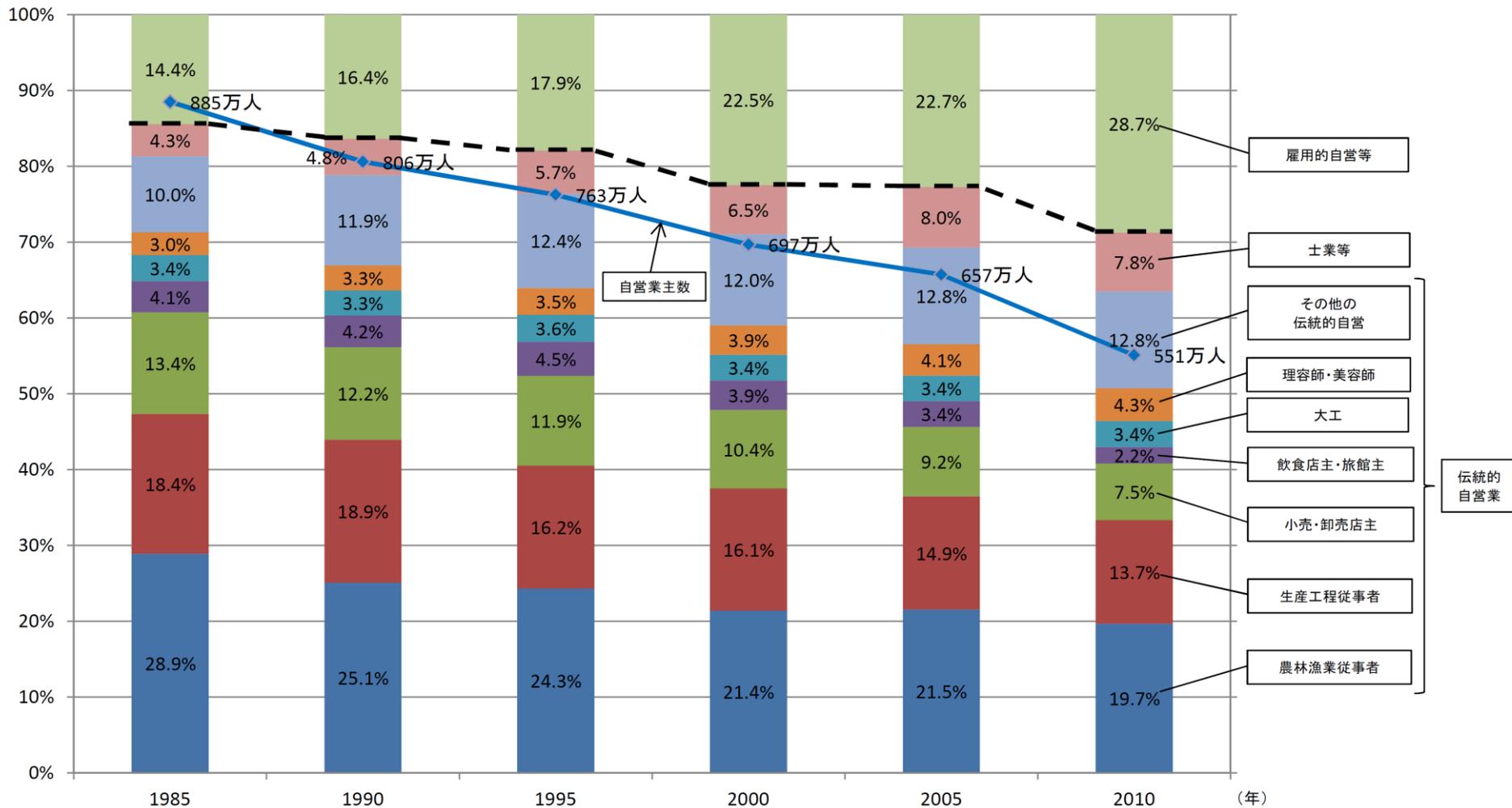
- ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



○ 働き方や収入の稼得形態に対して中立的。

職種別自営業主数及び構成比の推移

○ 自営業主を職種別でみると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



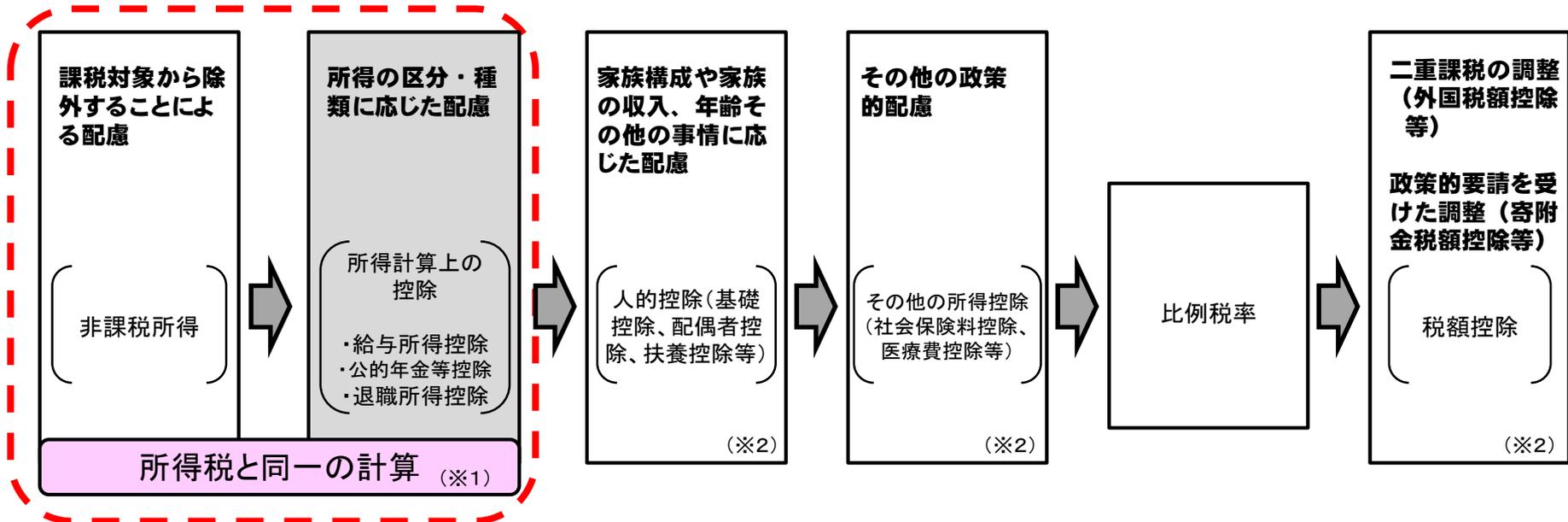
(出典)総務省「国勢調査」

(備考)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

個人住民税の課税標準の計算

- 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定することとされており、給与所得控除や公的年金等控除等の所得計算上の控除は、所得税と同一の計算となっている。

<個人住民税所得割の計算の仕組み>



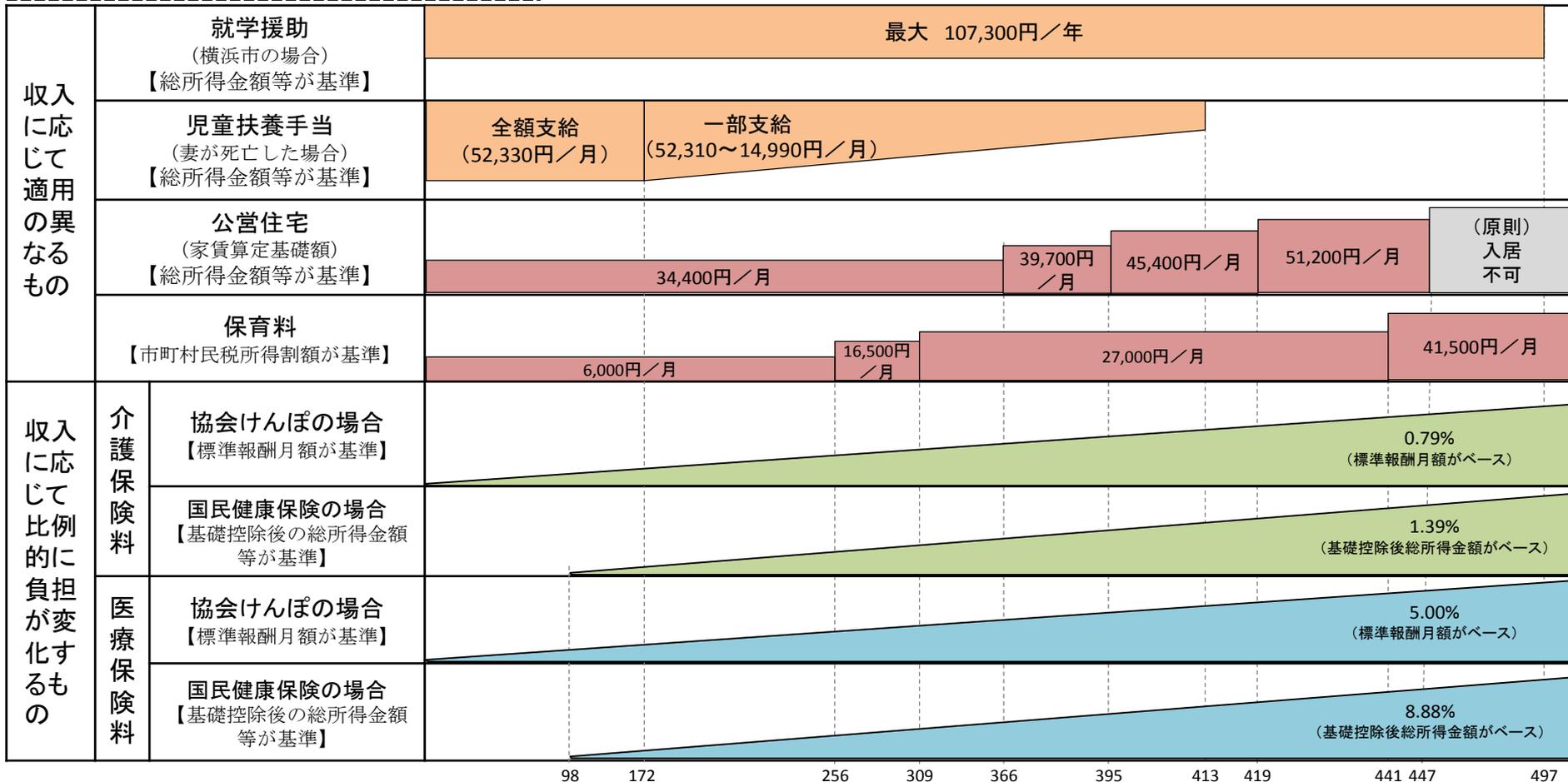
(※1) 個人住民税の課税標準は、所得税の計算の例によって算定。

(※2) 個人住民税の人的控除(所得控除)は、所得税の人的控除(所得控除)の範囲内(低めに控除額が設定)とされており、また、政策的な所得控除及び税額控除は、所得税と比較して限定的。(地域社会の会費的性格をより明確化する観点)

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1/2）

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のわからない者であっても収入等を把握する必要。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの（保育料）や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの（介護保険料や医療保険料）等がある。

給与所得者のケースのイメージ



(注1) 平成28年8月時点ベースで作成。給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

(注2) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

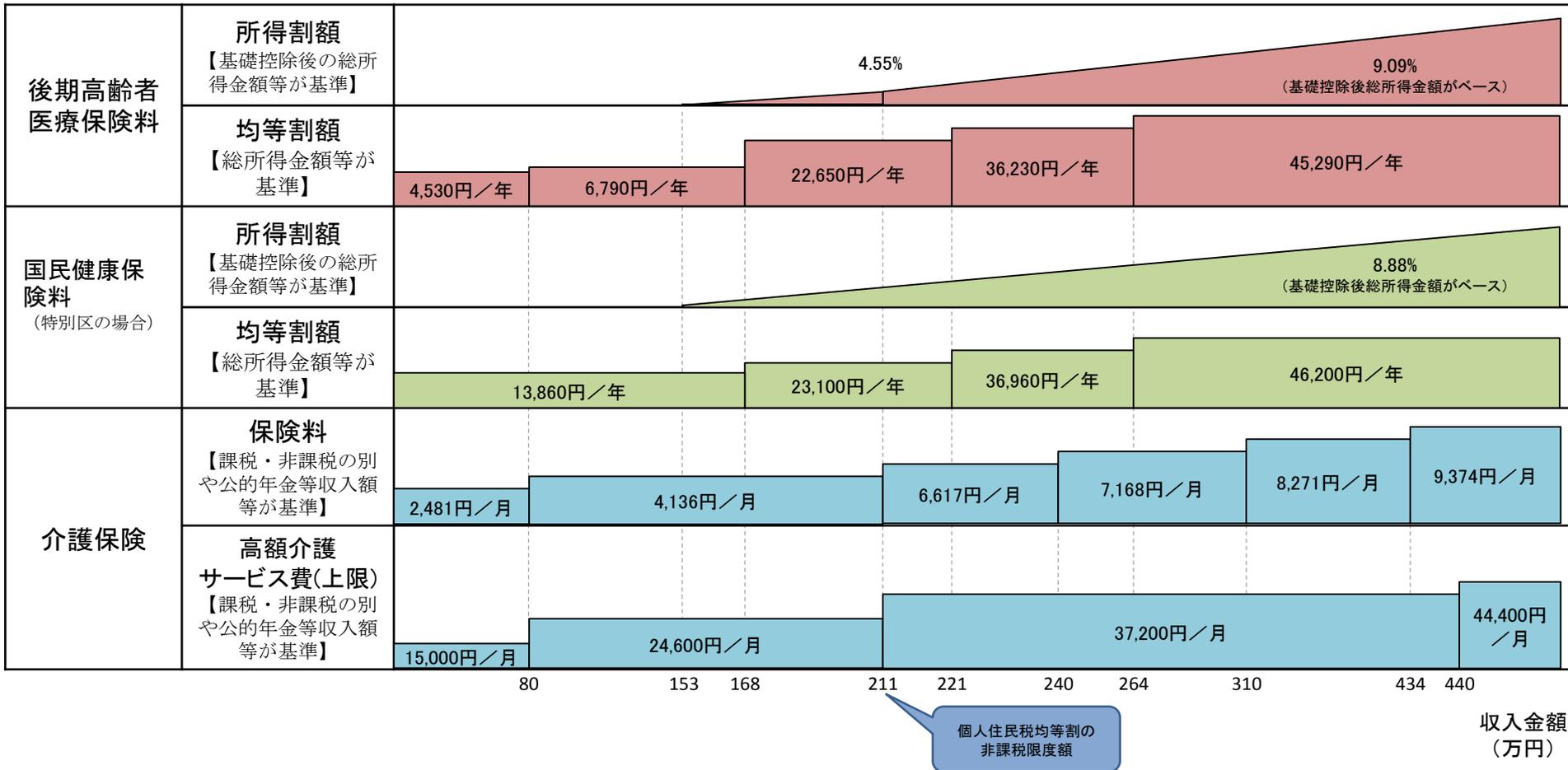
(注3) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。

このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年, 医療分:46,200円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

収入金額
(万円)

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（2/2）

公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 平成28年8月時点ベースで作成。夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。
 (注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

※ この他、高齢者における医療費の自己負担割合(国民健康保険、後期高齢者医療)については、個人住民税の各所得控除後の所得金額を利用している。

県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

税源移譲の経緯

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）により、県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲（平成29年4月1日施行）

権 限	都道府県	指定都市
県費負担教職員の任命権		○
県費負担教職員の給与等の負担	○ →	

- 平成26年度税制改正大綱において、事務移譲にあわせて、個人住民税所得割の税率2%相当分を税源移譲することとされている。

税率の変更と新税率適用開始の時期等

- 指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率について、道府県民税は2%（改正前4%）、市民税は8%（改正前6%）とする。
また、分離課税（退職所得の分離課税を除く。）に係る税率や税額控除の割合等も、原則として、この割合に合わせて改める。
- 新税率の適用開始時期は、指定都市の税務システムの改修（所得情報等の提供に係るシステム改修を含む。）や関係機関への周知に要する期間等を踏まえ、平成30年度分個人住民税からとする。
- 平成30年度分の個人住民税から税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成29年度及び平成30年度（※）の収入となる個人住民税所得割のうち税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

（※）給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収されるもので、平成30年4月及び5月の給与等に係るもの

退職所得の分離課税に係る所得割の取扱い

- 退職所得の分離課税に係る所得割については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率変更をせず、地方税法上の交付金を創設し、退職所得に係る税率2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。

「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

「平成29年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(平成29年1月23日付事務連絡)

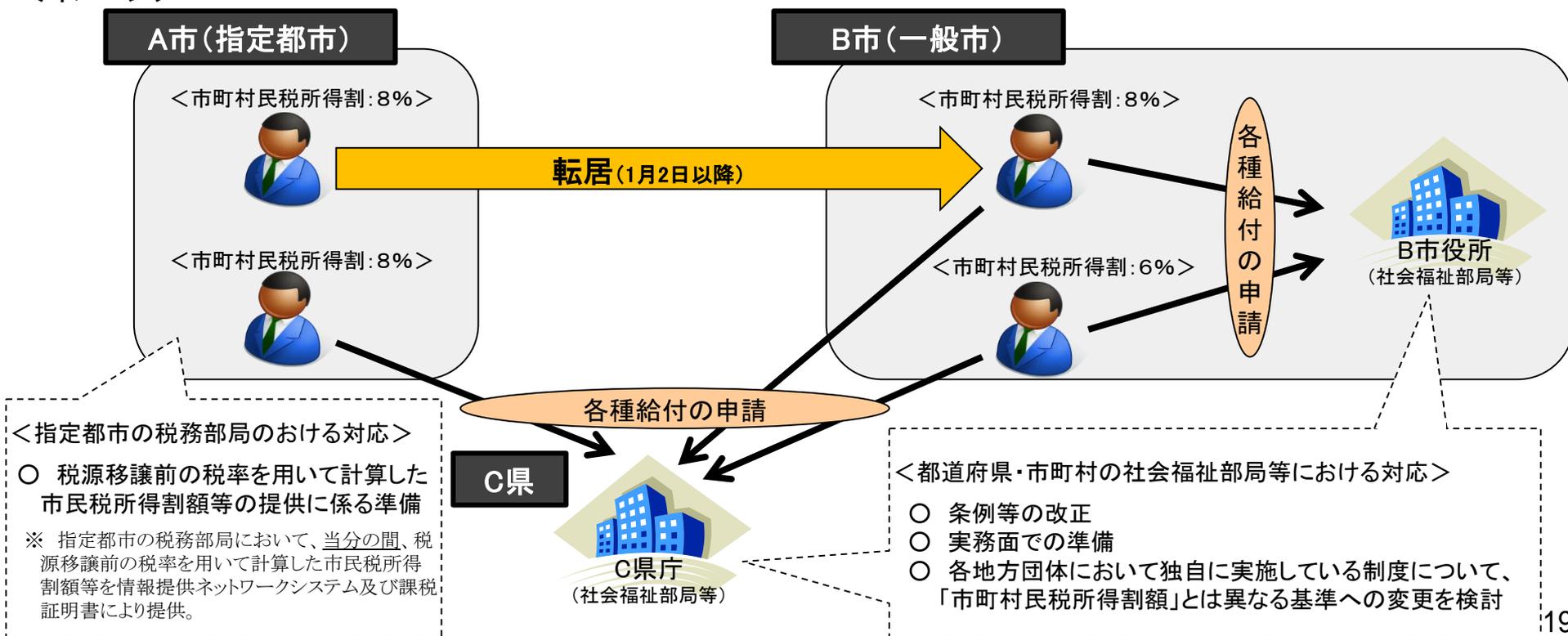
② 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

ウ 「市町村民税所得割額」を利用している福祉・教育制度等に係る対応

税源移譲後、各地方団体における「市町村民税所得割額」を給付の受給要件や利用者負担の決定等の基準として利用する福祉・教育制度等においては、指定都市と他の市町村で適用される税率が異なることとなることから、例えば、1月1日現在、指定都市に住所を有していた者が、転居等により指定都市以外の市町村で各制度を利用する場合、従前より当該市町村に住所を有している者と比較して、不公平な取扱いとならないよう、関係省庁における対応を踏まえ、社会福祉部局等と連携して条例等の改正や実務面での準備等の対応が必要となること。

また、各地方団体において独自に実施している制度においても、「市町村民税所得割額」を利用している場合は、社会福祉部局等と連携して、同様の対応を行うとともに、「市町村民税所得割額」とは異なる基準への変更について検討されたいこと。

<イメージ>



個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度

- ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
- ・ 導入する場合に考えられる方向性

平成20年度

- ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策

平成21・22年度

- ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算。

平成23年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式(現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの)について検討

平成24年度

- ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状について調査
- ・ 所得税方式市町村精算方式の中間的な案(市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告)の事務負担の変化について検討

平成25年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担について検討

平成26年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項について検討

平成27年度

- ・ マイナンバー導入と現年課税化(マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担)について検討

平成28年度

- ・ 切替年度の税負担のあり方について検討

個人住民税検討会におけるこれまでの議論と個人住民税の現年課税化に係る論点

【特別徴収義務者の事務負担】

① 従業員の1月1日現在の住所地の把握

- ・ 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年の途中で雇用された者(新入社員、アルバイト・パート等)については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
- ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種(小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い職種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等)にとって、大きな負担となるのではないか。

② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の住所地市区町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

【納税義務者の事務負担】

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者は、前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、超過課税等を反映させた住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市区町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市区町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

【市区町村の事務負担】

- ・ 確定申告により、市区町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市区町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各社会保障制度等で活用するため、市区町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、市区町村の事務(システム経費等を含む)の大幅な削減は難しいのではないか。

【切替年度の税負担】

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

本年度の検討会では、切替年度の税負担における論点について、複数の選択肢を示すとともに、それぞれの選択肢における課題について整理を行った。切替年度の税負担については、国民の税負担に大きく影響を与えるものであることから、引き続き、丁寧に検討を行っていく必要がある。

また、個人住民税の現年課税化について、これまで本検討会においては、所得税方式を基として、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの懸念事項を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後さらに議論を深めていくことが必要であると考えられる。その際には、本検討会で洗い出された論点について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、これまでの検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータル
の進捗状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る企業の事務負担

日本商工会議所の協力を得て実施した、
全国88の企業に対するアンケート結果。
実施期間 平成24年12月～平成25年1月
※平成24年度個人住民税検討会

<所得税>

事務	事務量
毎月の源泉徴収税額の算定	8時間/年
毎月の源泉徴収税額の納入	8時間/年
年末調整	105時間/年
源泉徴収票の作成・提出・給与所得者への配布	18時間/年

<個人住民税>

事務	事務量
給与支払報告書の作成・提出	15時間/年
特別徴収税額通知書の給与所得者への配布	11時間/年
特別徴収税額の管理・入力	12時間/年
毎月の特別徴収税額の納入	8時間/年

※調査対象の企業の規模は様々であり、事務量はそれらの企業の1年間の事務量を単純平均したものである。



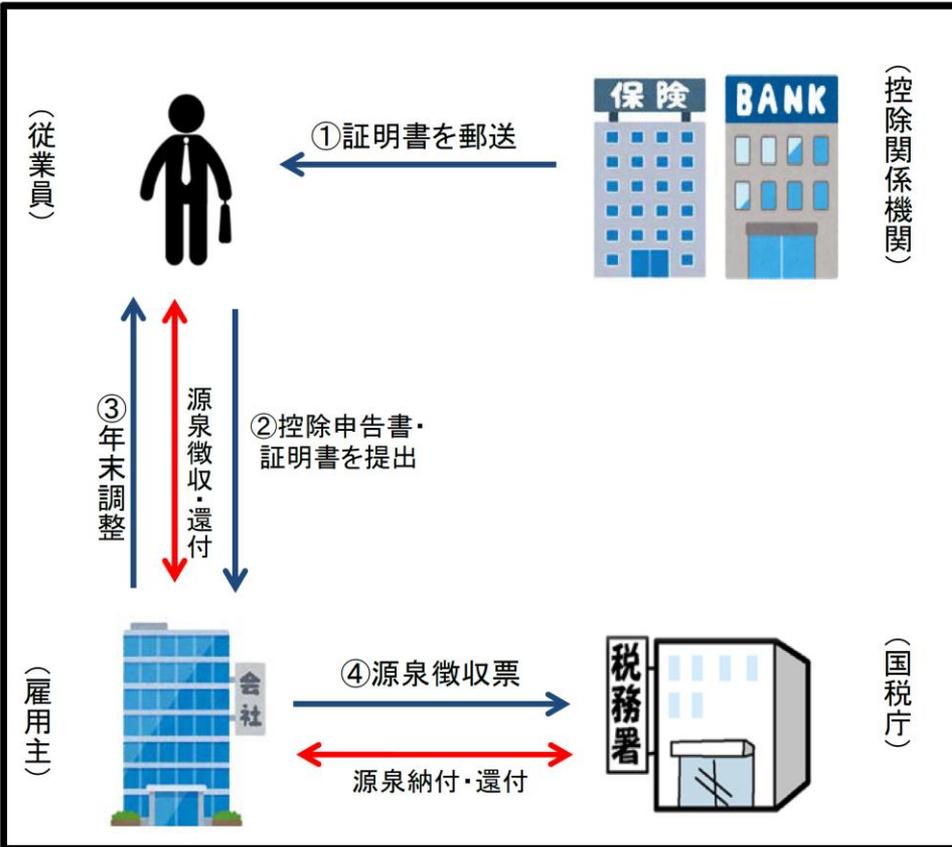
- 所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きい。
- 個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要。

日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

平成29年9月26日
政府税制調査会
(財務省提出資料)

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

【年末調整事務の流れ】



月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (市町村)
11		← 金融機関等が控除証明書を郵送 (~11月下旬)	
12		→ 控除申告書・証明書 (~12月上旬頃) ← 年末調整 (12月の給与・賞与)	
1		← 源泉徴収票 (~1月末)	→
2			
3			→ 必要に応じ確定申告 (~3月15日)
4			
5			← 個人住民税賦課決定通知 (~5月末)

(注1) 人数は国税庁「27年分 民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。

(注2) 源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る(市区町村へは全て提出)。

(注3) 医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要がある。

個人住民税を現年課税化した場合の年末調整事務への影響(イメージ)①

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)		
事前準備				
1	関係用紙の準備	・扶養親族等申告書や保険料控除申告書等の様式の準備	—	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
2	申告書様式の配布・社員への説明	・申告用紙の配布や手続きの周知	増	個人住民税についても、説明が必要となる。(特に、控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除)
3	社員による申告書の記載・添付書類の収集	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の記載	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、従業員の負担増。
4	各種の控除申告書の回収	・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書等の回収	—	国税・地方税共通の様式とすることで新たな事務負担はなし。
5	扶養控除等の異動確認	・扶養控除等申告書を回収し、年初からの異動を確認	—	所得税と同じ事務。
計算準備				
1	各種申告書の記載内容の確認	保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書、扶養控除等(異動)申告書及び住宅借入金等特別控除申告書の記載内容と添付書類に間違いがないかを確認	増	控除額の計算方法が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者特別控除及び住宅ローン控除について、企業の確認作業の負担増。
2	諸控除について、控除要件・控除額の確認	各種控除について、控除の要件に該当するか、控除額はいくらかを確認	増	控除額が所得税と異なる生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除及び住宅ローン控除について、留意が必要。(社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除は、所得税と控除額が同じ)

個人住民税を現年課税化した場合の年末調整事務への影響(イメージ)②

		個人住民税も年末調整する場合の 企業・従業員の事務負担の増加の有無(イメージ)	
年税額の計算			
1	源泉徴収額の集計・各種控除額の源泉徴収簿への転記	源泉徴収額の集計や源泉徴収額や各種控除額の源泉徴収簿への転記(年の途中で就職した人は前の給与支払者が交付する源泉徴収票を確認し、加算する。)	増 個人住民税についても、源泉徴収額の集計が必要となる。 【システム化されている場合、源泉徴収額の集計に係る事務負担は軽微であるものの、各種控除額のシステム入力作業は増加となるか。】
2	年税額の計算	年税額を計算	大幅増 個人住民税については、 ・税率が地方団体ごとに異なること(均等割含む) ・控除額が所得税と異なる控除があること ・個人住民税独自の制度である非課税限度額(所得割と均等割で異なり、更に均等割は地方団体ごとに異なる)があること を踏まえて、年税額を計算する必要がある。 【システム化されている場合、一定程度の事務負担の軽減が可能か。ただし、システムに要する経費は増加するか。】
過不足額の精算			
1	過納額の還付・不足額の徴収	過納額の還付・不足額の徴収	一部増 個人住民税についても、過納額の還付・不足額の徴収が必要となる。 【システム化されれば、過誤納額の還付・不足額の徴収に係る事務負担は軽微か。】

個人住民税における源泉徴収簿イメージ①

所得税

区分		金額	税額
給料・手当等		①	③
賞与等		④	⑥
計		⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	
社会保険料等控除額	給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩	
	申告による社会保険料の控除分	⑪	
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	
	生命保険料の控除額	⑬	
地震保険料の控除額		⑭	
配偶者特別控除額		⑮	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額		⑱	⑲
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			⑳
年調所得税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)			㉑
年調年税額(㉑×102.1%)			㉒
差引超過額又は不足額(㉒-⑧)			㉓
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔	
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕	
	差引還付する金額(㉓-㉔-㉕)	㉖	
	同上的うち	本年中に還付する金額	㉗
	翌年において還付する金額	㉘	
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉙	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚	

個人住民税

区分		金額	税額	
			道府県民税	市町村民税
給料・手当等		①	③	
賞与等		④	⑥	
計		⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額		⑨		
社会保険料等控除額	給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩		
	申告による社会保険料の控除分	⑪		
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫		
	生命保険料の控除額	⑬		
地震保険料の控除額		⑭		
配偶者特別控除額		⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)		⑰		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出住民税額(所得割)		⑱	⑲	
調整控除額			㉒	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			㉑	
均等割非課税判定				
所得割非課税判定				
年調住民税額(所得割)(⑲-⑳、マイナスの場合は0)			㉒	
年調住民税額(均等割)			㉓	
年調年税額(所得割+均等割)(㉒+㉓)			㉔	
差引超過額又は不足額(㉔-⑧)			㉕	
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉖		
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉗		
	差引還付する金額(㉕-㉖-㉗)	㉘		
	同上的うち	本年中に還付する金額	㉙	
	翌年において還付する金額	㉚		
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉛		
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉜		

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

・個人住民税独自の非課税制度。
・非課税限度額制度
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

個人住民税における源泉徴収簿イメージ③

調整控除

○ 個人住民税独自の制度。

※ 税源移譲の際に、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因する負担増を調整するために講じられた税額控除。

・ 所得割の額から次の区分に応じた金額を控除する(全納税義務者に発生)。

個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の者

⇒ イとロのいずれか小さい額の5%

イ: 人的控除額の差の合計額

ロ: 個人住民税の合計課税所得金額

個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の者

⇒ イの金額からロの金額を控除した金額(5万円を下回る場合には、5万円)の5%

イ: 人的控除額の差の合計額

ロ: 個人住民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

住宅借入金等特別控除

○ 所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

非課税判定

○ 個人住民税独自の非課税制度がある。

・ 非課税限度額制度

均等割	所得金額	≦	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≦	35万円	× 世帯人員数	+	32万円

生活保護の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

※ 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

※ 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数

※ 加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算

※ 所得割の非課税限度額を上回り、所得割が課される者については、

「総所得金額－所得割税額」が非課税限度額判定基準を下回らないように調整。

・ 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者は非課税

個人住民税における源泉徴収簿イメージ④

所得割及び均等割の税率

- 所得割・均等割とも、地方税法においては標準税率を規定。各地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。
- 標準税率によらず、超過課税、独自減税を実施している地方団体あり。
- 平成29年度税制改正において県費負担教職員制度の見直しに伴う道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成31年度分個人住民税から、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県民税2%、市民税8%となる。

<個人住民税における超過課税、独自減税の実施状況(平成29年4月1日現在)>

所得割

- 道府県民税
 - ・ 4.025%：神奈川県
(4%：標準税率)
- 市町村民税
 - ・ 6.1%：豊岡市（兵庫県）
(6%：標準税率)
 - ・ 5.7%：名古屋市
 - ・ 5.4%：田尻町（大阪府）

均等割

- 道府県民税
 - ・ 2,700円：宮城県
 - ・ 2,500円：岩手県、山形県、福島県、茨城県、岐阜県、三重県
 - ・ 2,300円：秋田県、滋賀県、兵庫県
 - ・ 2,200円：栃木県、群馬県、愛媛県
 - ・ 2,100円：京都府
 - ・ 2,000円：富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 - ・ 1,900円：静岡県
 - ・ 1,800円：神奈川県、大阪府
 - (1,500円：標準税率)
- 市町村民税
 - ・ 4,400円：横浜市
(3,500円：標準税率)
 - ・ 3,300円：名古屋市
 - ・ 3,200円：田尻町（大阪府）

(注) 総務省「道府県民税及び法人事業税の税率に関する調」、
「市町村税の税率等に関する調」より作成

首都圏の企業の例

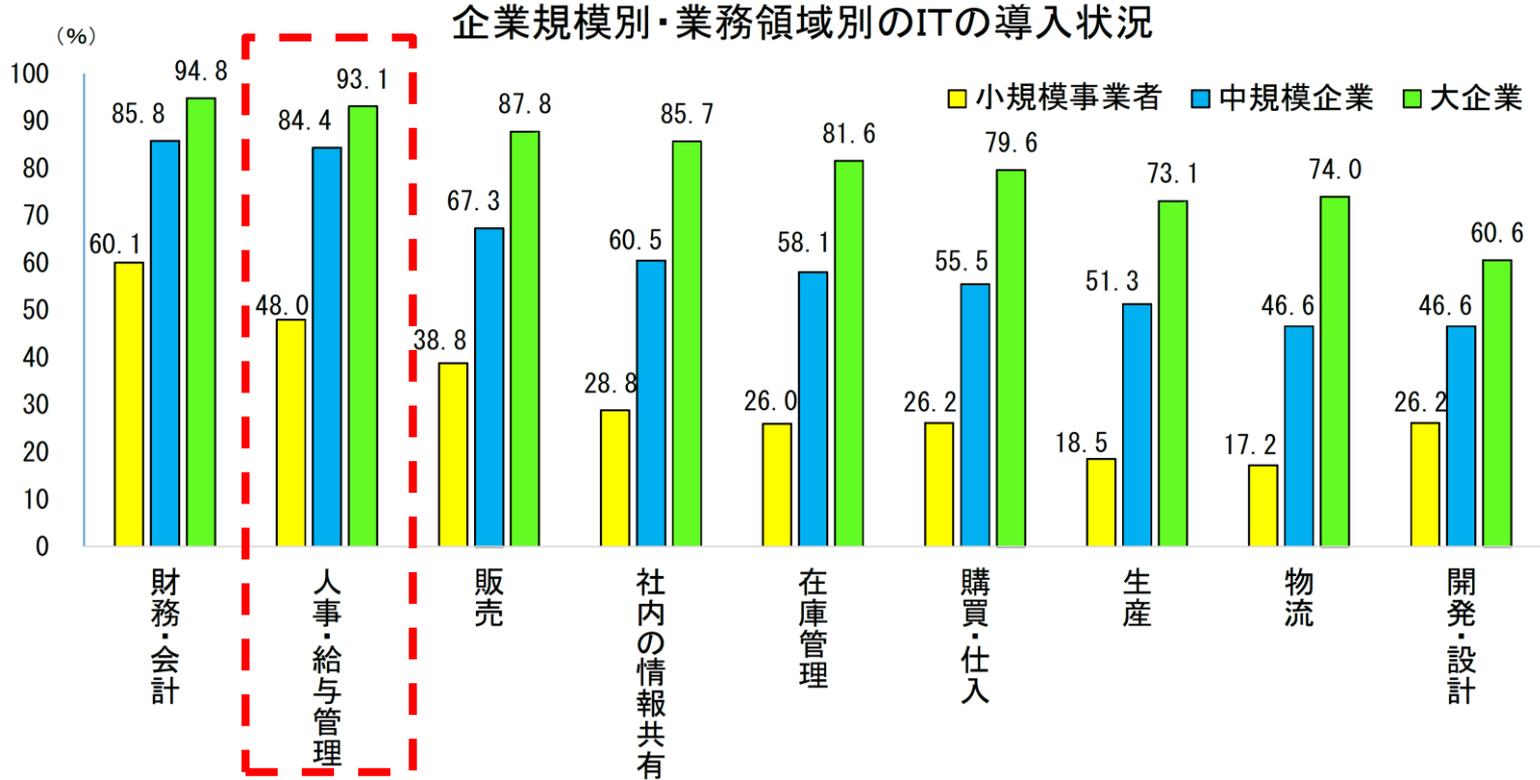
	均等割	所得割
東京都内	… 5,000円/年	10%
神奈川県内(横浜市除く)	… 5,300円/年	10.025%
横浜市	… 6,200円/年	10.025%

近畿圏の企業の例

	均等割	所得割
大阪府内(田尻町除く)	… 5,300円/年	10%
田尻町	… 5,000円/年	9.4%
滋賀県、兵庫県内(豊岡市除く)	… 5,800円/年	10%
豊岡市	… 5,800円/年	10.1%
京都府内	… 5,600円/年	10%
奈良県、和歌山県内	… 5,500円/年	10%

企業活動におけるIT化の状況

- IT化は企業活動においても進んでいる。
- しかし、小規模事業者については、規模の大きい企業に比べてITの導入が進んでいない状況も見られる。



(出典) 中小企業庁「中小企業白書」(2013年)

(注) 小規模事業者: 従業員20人以下の企業(卸売業、サービス業、小売業は5人以下)

中規模企業: 小規模事業者を除く中小企業(従業員300人以下の企業(卸売業、サービス業は100人以下、小売業は50人以下))

大企業: 中小企業以外の企業

(参考) 従業員数別企業数

	総数	0~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~999人	1,000~1,999人	2,000~4,999人	5,000人以上
企業等数	4,098,284	3,046,806	469,759	279,724	100,912	80,820	61,311	41,490	13,301	2,307	1,262	592
総数に占める割合		74.3%	11.5%	6.8%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%

(出典)「平成26年経済センサス」(総務省)

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

4. 投資等分野

(2)具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29 年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者(被用者)の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類(保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書)について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

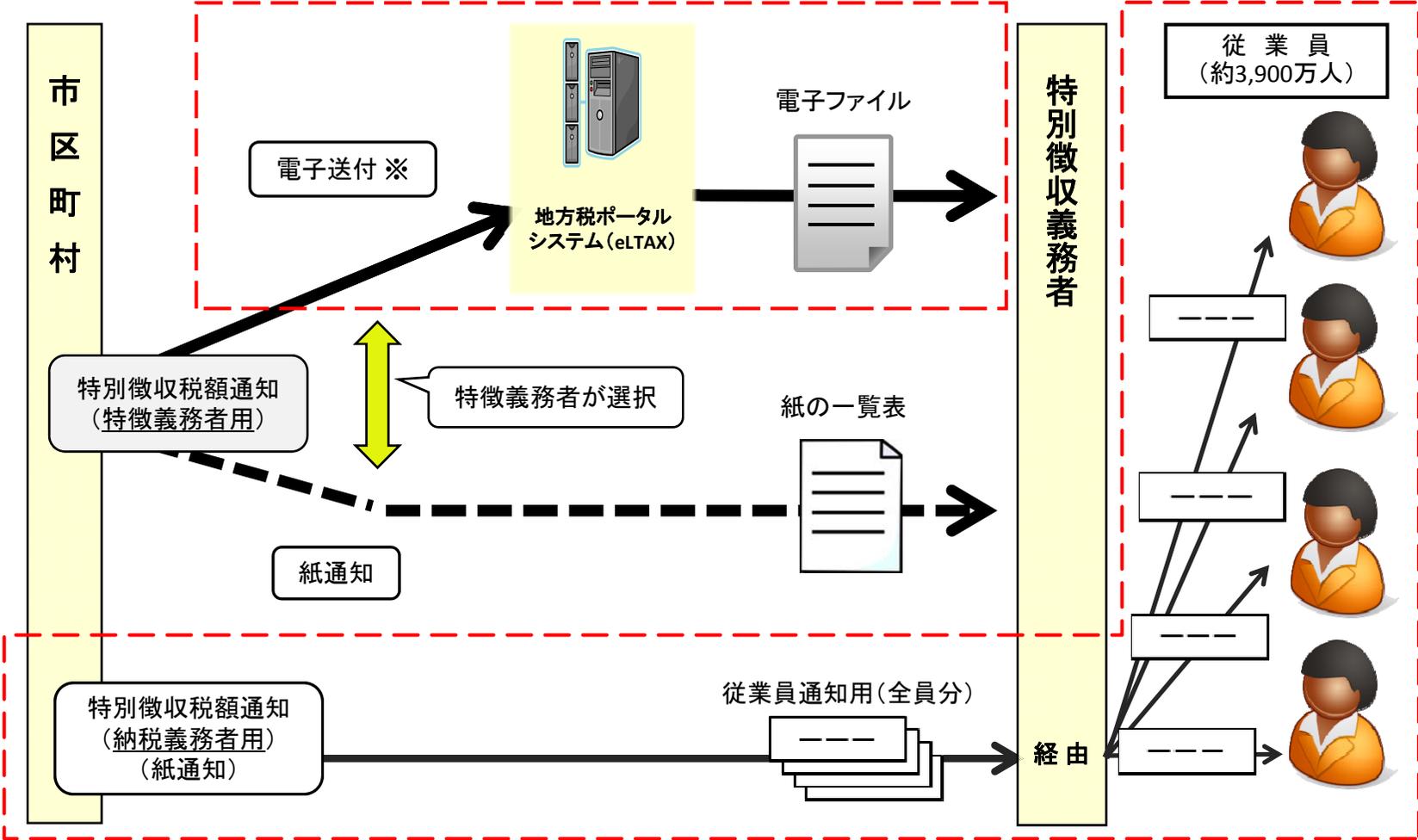
- ・ 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- ・ 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化

個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

平成28年度課税分の個人住民税から電子化が可能



電子交付を行うことができるよう検討し、できるだけ早期に結論を得る
(平成28年度個人住民税検討会において議論)

※ … eLTAXを通じて特別徴収税額通知の電子送付を希望する特徴義務者に対し、平成28年度以降システム改修した市区町村から順次対応。

第2 特別徴収税額通知(納税義務者用)等の電子化

3 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化の方向性

(5) 今後の課題

本年度の検討会において検討を行ったいずれの案においても、一定の課題が残っているとともに、現在の事務処理と比べて大幅な手続きの変更となる。そのため、今年度整理した案を検討のたたき台としつつ、実務において円滑な運用が確保されるよう、引き続き関係者との間で、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を進める場合の仕組みについて、更に検討を深めていく必要がある。

特に以下については、それぞれの案の実現可能性を検討する上で重要なポイントであることから、引き続き、具体的な検討が必要となる。

- 特別徴収義務者が納税義務者の電子通知の同意を確認する場合、その時期と方法等をどうするか。
- 現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)が福祉や教育等における行政手続きや金融機関等における手続きにおいて、課税証明書等と同様に取り扱われている現状を踏まえ、電子化された場合でも納税義務者の利便性を低下させないように留意すべき。
- 電子署名や暗号化をする場合、処理に要する時間や、導入に係る手間やコストがどの程度かを把握し、それらが費用対効果の点も含め課税実務等において対応可能かどうか検証する必要があるのではないか。

なお、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化にあたっては、現在、既に電子化がなされている特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)について、電子通知と紙通知が混在しているため事務が負担であるとして、給与支払報告書を電子的に提出し、同通知の電子化を希望する企業に対しては、全ての市区町村が電子送付を行うよう義務付けることについて、経済界から要望があることに留意する必要がある。

特別徴収税額通知の電子化を巡る動向①（政府等の動向）

「規制改革実施計画(抄)」

（平成29年6月9日 閣議決定）

II 分野別実施事項

5. 投資等分野

(2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a <u>特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</u></p> <p>b <u>特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者</u> <u>に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</u></p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

※ この他、「官民データ活用推進基本法」に基づき、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、規制改革実施計画と同様、デジタルファーストの観点から特徴税額通知の電子化等について計画に盛り込まれた。

「官民データ活用推進基本法(抄)」

（平成28年12月14日法律第103号）

（手続における情報通信の技術の利用等）

第十条 国は、行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第二号の行政機関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2～3 略

特別徴収税額通知の電子化を巡る動向②(経済界からの要望)

○「マイナンバーを社会基盤とするデジタル社会の推進に向けた提言(抜粋)」

(平成27年11月17日 日本経済団体連合会)

II. 必要な施策

2. 紙から電子へ

(4) 「特別徴収税額通知」の電子データを正とする

市区町村交付の「特別徴収税決定通知」は紙媒体が「正」とされているため、開封・確認・手入力(人件費)、保管費等(倉庫費、関連経費)の負担が大きい。現状で「副」とされている電子情報も「正」とし、全ての自治体からの送付を電子情報として受けることで、企業側は正確・迅速な情報更新と事務経費の大幅な削減が実現できる。この際、一部の自治体でも「紙」のみの送付が続くことになれば、企業側は「紙」と「電子データ」の双方への対応が必要となり、負担軽減効果は少ないものとなる。

さらに、企業・社員のみならず、公的機関等も含めた負担軽減効果を最大化するため、企業から社員への特別徴収税額通知書の交付、交付を受けた社員による公的機関等への特別徴収税額通知書の提出(各種申請の添付書類等として)といった一連の運用を、紙の通知書を用いることなく電子的に完結できる仕組みを整備すべきである。

○「Society5.0に向けた電子政府の構築を求める(抜粋)」

(平成29年2月14日 日本経済団体連合会)

プロジェクト①: 行政－企業間手続の電子化の義務化(20P)

- ・ 2016年度の地方税法の改正により、特別徴収税額通知の電子送付が可能となった。しかしながら、企業への当該通知書の電子送付を予定している市区町村は僅かである。
- ・ 一部の市区町村から「紙」による送付が続くことになれば、企業は「紙」の受領を前提とした事務負担を継続して持たなければならない、負担軽減につながらない。
- ・ そこで、全ての地方自治体に対して、特別徴収税額決定通知の電子送付を義務化すべきである。

○「平成30年度税制改正に関する提言(抜粋)」

(平成29年9月19日 日本経済団体連合会)

ii. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子交付化

市区町村から事業者¹に紙媒体で郵送される特別徴収税額通知(納税義務者用)についても、開封、確認、システム入力、従業員への配布、保管等、膨大な作業が発生している。事業者の負担軽減に向け、政府の規制改革実施計画に則り、納税義務者にとっての利便性も考慮しつつ、同通知書の電子交付化を図るべきである。

法制面における検討

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化に当たっては、平成28年度個人住民税検討会報告書で挙げられているように、市区町村や特別徴収義務者の手間やコストの面での課題がある。

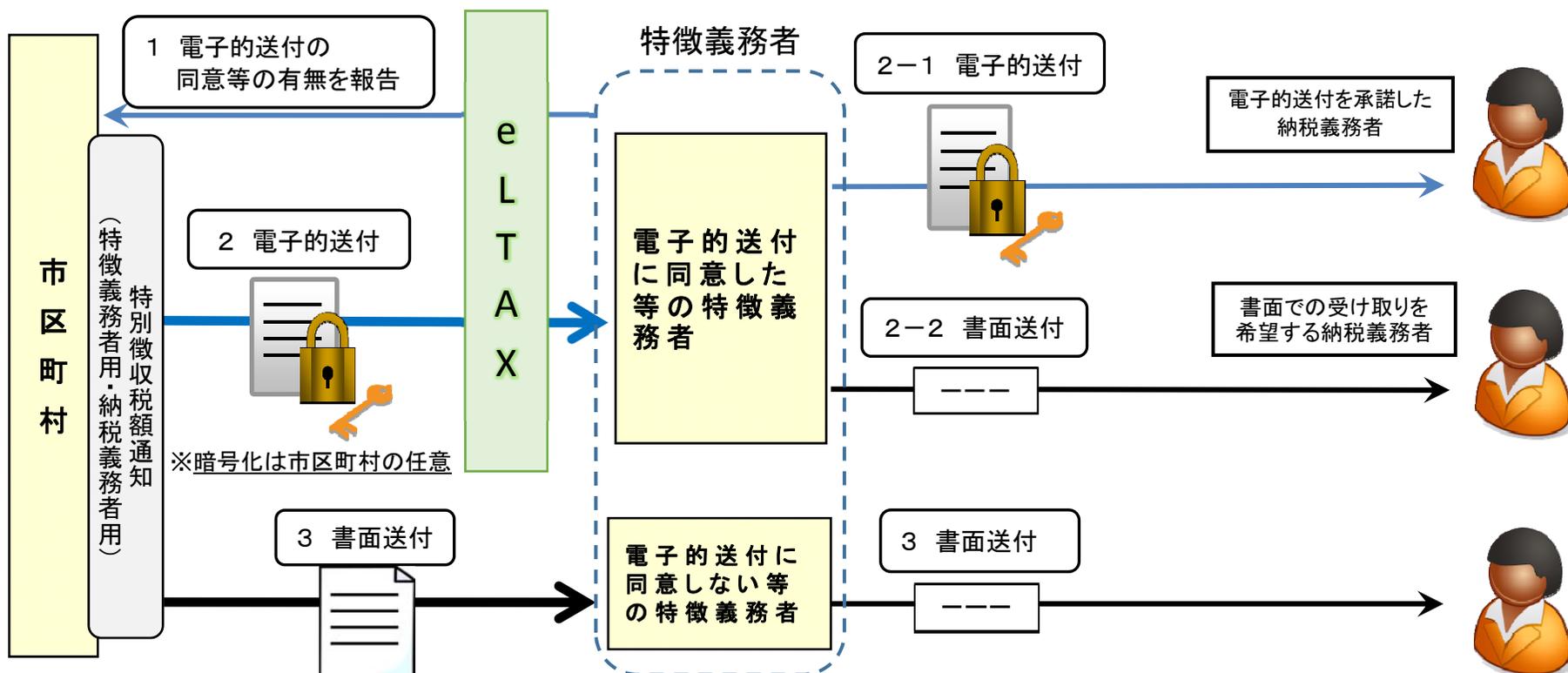
eLTAXを経由する案は、現行のeLTAXシステムを活用するため、開発コストが少なく、また、現在の税務手続きを大幅に変えるものではないため、受け入れ易い案であると考えられるが、納税義務者単位で電子通知又は書面通知を選択できることとした場合には、市区町村及び特別徴収義務者双方において電子通知と書面通知の2種類の通知の管理が必要となり、煩雑になるという課題があった。

- 特別徴収税額通知(納税義務者用)に対して、電子通知の「写し」の交付で足りることが可能であれば、特別徴収義務者単位で一括に電子通知ができることから、市区町村及び特別徴収義務者の負担軽減に大きく寄与することとなる。
- この点について、法制面での検討を行ったところ、改ざん防止の観点から、電子署名と印影を付して同通知を特別徴収義務者に送り、印影付きの同通知を印刷して交付することとすれば、公文書としての位置づけは維持できると考えられる。
- 以上を踏まえ、eLTAXを経由する案について、特別徴収義務者単位で同通知の電子化を行うこととした上で、より検討を深めることとしたい。

※調整中につき取扱注意

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化案

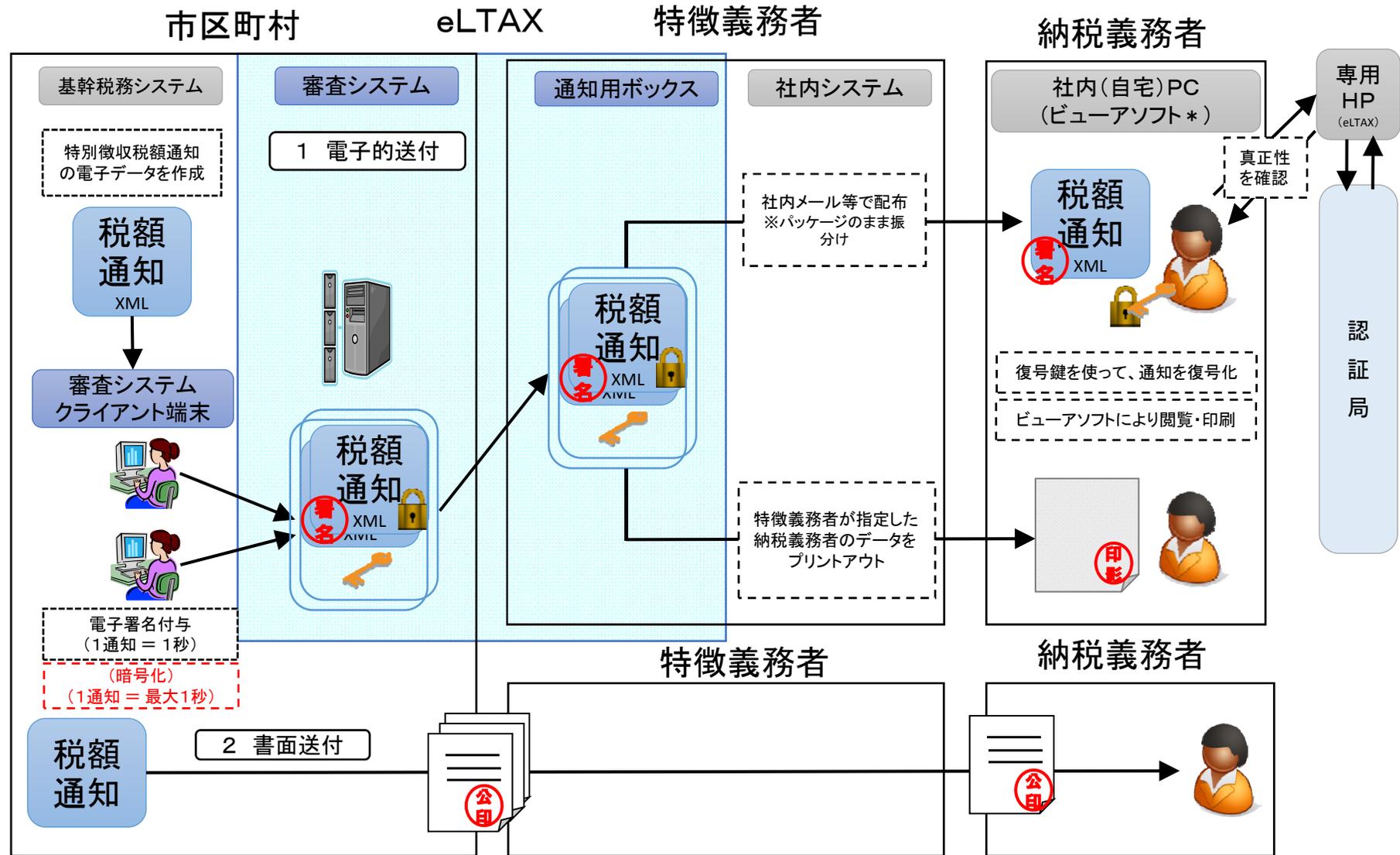
1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告（特徴義務者単位）
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付（通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討）
 - 2-1 特徴義務者は、電子的送付を承諾した納税義務者に対しては電子的に送付
 - 2-2 特徴義務者は、書面での送付を希望する納税義務者に対してはプリントアウトした書面を送付
3. 特徴義務者の同意がない等の場合には、従来どおり、市区町村から特徴義務者、特徴義務者から納税義務者とともに書面で送付



特徴義務者において、書面と電子による送付が混在することがないように、全ての市区町村において、電子化の環境整備を行うことが必要。

※調整中につき取扱注意

処理フローイメージ

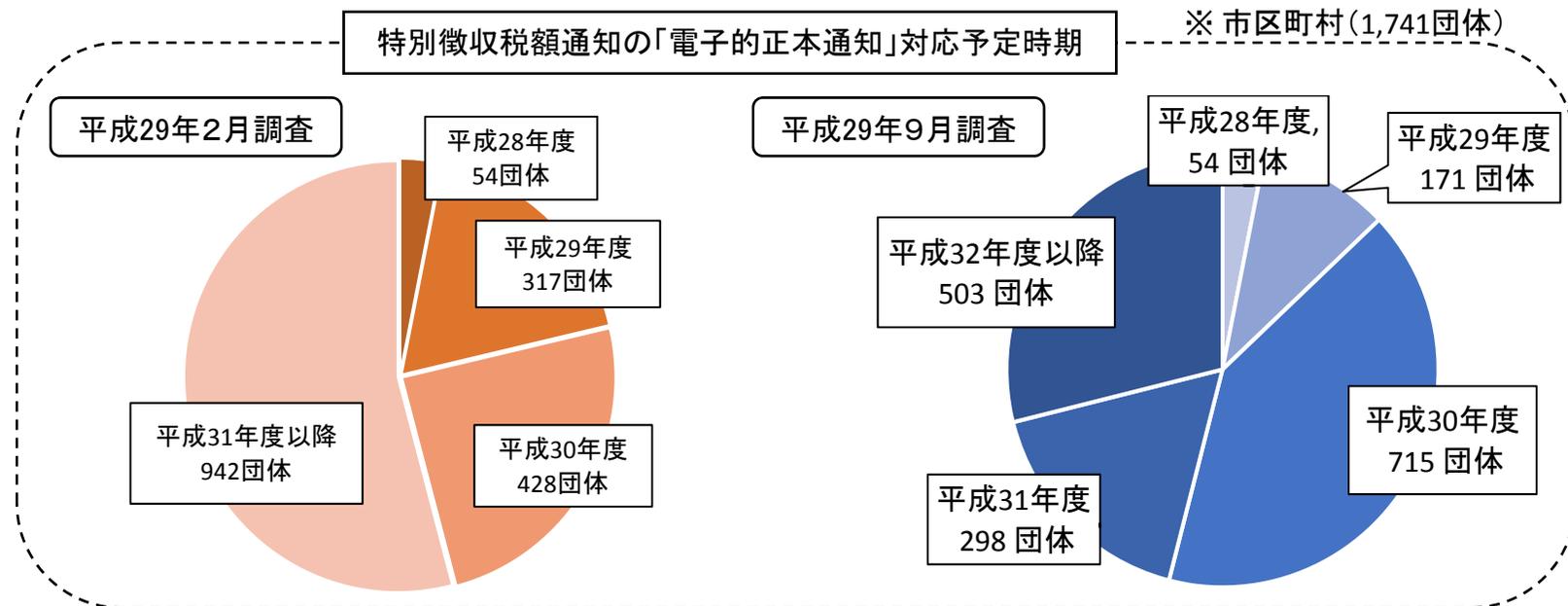


*)ビューアソフトはeLTAXからダウンロード可能とする。

*)証明書検証はeLTAX作成の専用HPで行う。

特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化について

- 平成28年度分の個人住民税より、特徴義務者用通知の正本の電子化が可能となっているが、実際に、平成28年度に電子正本通知を行った市区町村は54市区町村と低位にとどまった。
- 平成28年7月15日付け市町村税課長通知等を通じて助言を行ってきたが、現状としては、平成29年9月に行った調査によると、平成29年度までに対応を行った市区町村は225市区町村(全体の約13%)となっており、依然低位にとどまっている。

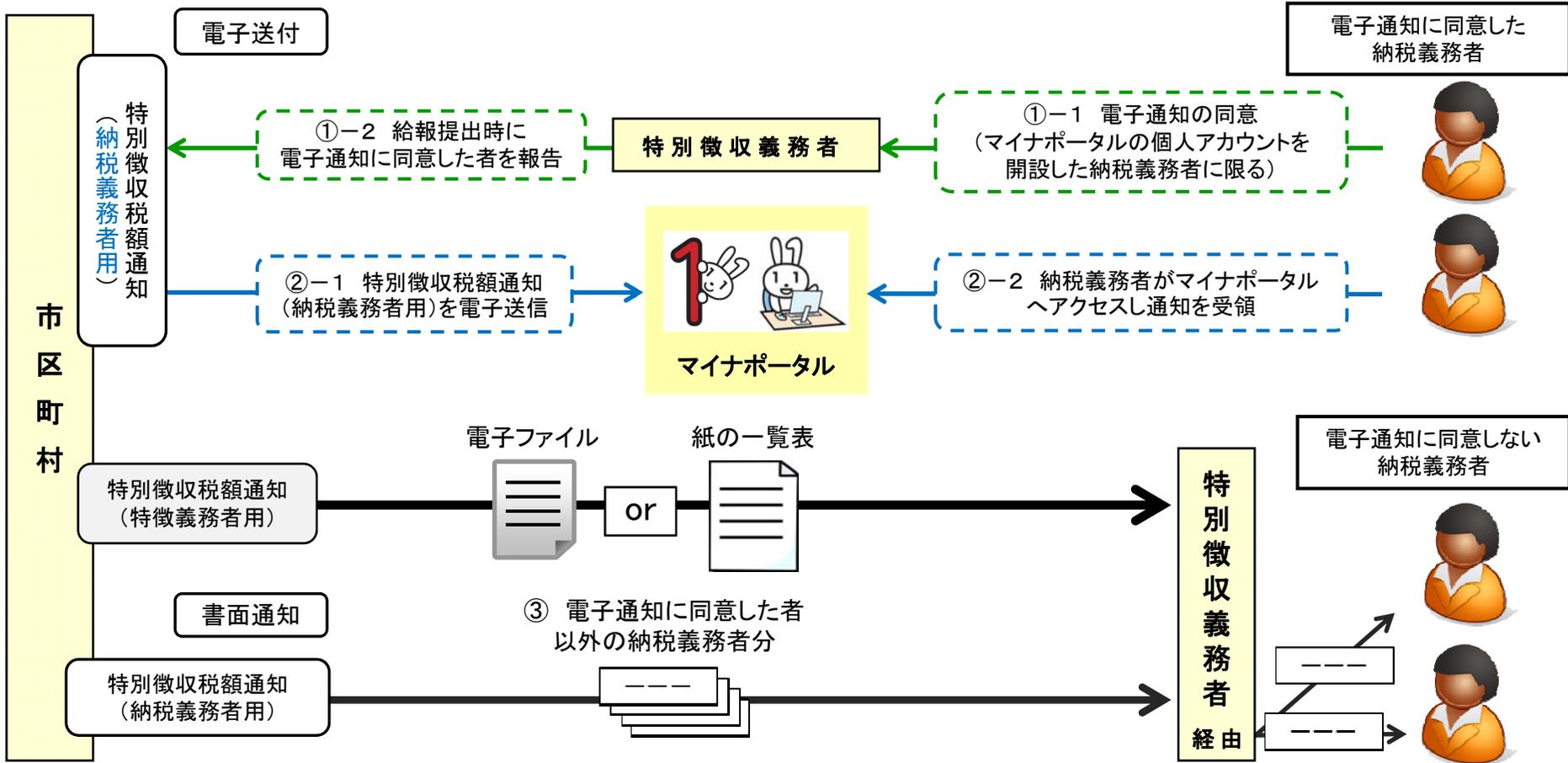


- 経済界からの要望にもあるように、特徴義務者に対して、書面と電子による送付が混在することになれば、二重管理が発生するため、電子化による効率化の効果が十分に発揮されない可能性がある。
- そのため、昨今の特別徴収税額通知の電子化を巡る動向を踏まえ、納税義務者用通知を電子化することとあわせて、全ての市区町村において、特徴義務者用通知についても電子化の環境整備を行うことが必要。

參考資料

案①(マイナポータルへの送信案)

- ①市区町村は特別徴収義務者からマイナポータルの個人アカウントを開設した納税義務者のうち電子通知に同意する者の情報を
給与支払報告書により受領
※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②同意した納税義務者に対して電子通知をマイナポータルへ送信し、納税義務者がマイナポータルへアクセスし通知を受領
- ③電子通知に同意しない又は個人アカウントを開設していない納税義務者に対しては従前通り書面にて通知
※特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を改正(電子通知の有無の欄を追加)

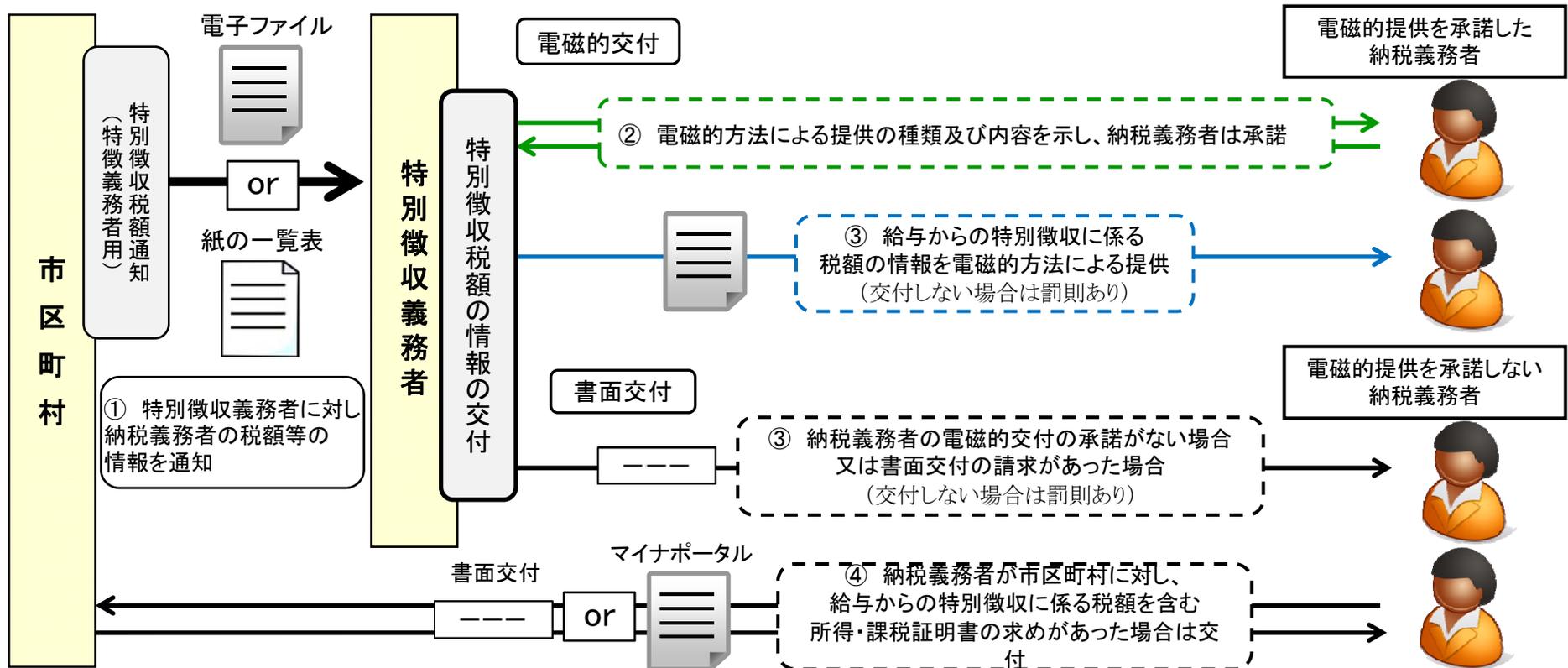


案①(マイナポータルへの送信案)の課題等

- 特別徴収による納税義務者について、マイナポータルを通じて同意した者に通知の電子化を行うことで、特別徴収義務者に見られることなく、確実に到達できる。
- (特別徴収義務者から納税義務者への勧奨等によりマイナポータルの個人アカウントの開設が推進されれば、)制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知の電子化が可能となる。また、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が、納税義務者に対し、特別徴収税額通知(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分の郵送コスト等を減少できる。
- マイナポータルの普及率が向上するまでは、導入効果が低い。
- 市区町村のシステム改修等
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与、希望者のマイナポータルへ送信する機能の追加などの改修コスト等が大きくなる)
- 電子通知・書面通知対象者の二重管理について、市区町村は純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- 普通徴収にかかる納税通知書の電子通知化についても対応可能。ただし、電子通知の同意の取得方法について議論を行う必要がある。

案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)

- ①市区町村が特別徴収義務者に対し特別徴収税額通知を送付
- ②特別徴収義務者は納税義務者に対し電磁的方法による提供の種類及び内容を示し、納税義務者は承諾
- ③電磁的提供を承諾した納税義務者に対し特別徴収に係る税額の情報进行交付
- ※電磁的提供を承諾しない納税義務者や書面交付の請求をした納税義務者については別途書面交付(交付しない場合は罰則あり)
- ④納税義務者が市区町村に対し、給与所得からの特別徴収に係る税額を含む課税証明書の求めがあった場合は交付



案②(源泉徴収票と同様の方式にする場合)の課題等

○市区町村の事務負担は減少

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の印刷・マスキングのコストが発生しない。
- ・納税義務者用の通知が全て電子化され、電子化のメリットが大きくなることから、特別徴収義務者用の電子化率の向上が期待できる。

○特別徴収義務者においては、納税義務者に交付する書面の作成・交付又は電磁的交付義務が課せられることとなるため、事務負担が増加する。

(電子化が進めば事務自体の効率化は可能となり、現行よりも事務負担が減少する可能性もある。)

○現行の特別徴収税額通知(納税義務者用)と比べて情報量が減少(基本的に税額のみ)するため、社会保障手続きにおいて課税証明書として代用する場合は、納税義務者が窓口で別途課税証明書の取得が必要となり利便性が低下する。

(ただし、平成29年7月からは情報ネットワークシステムが稼働し、社会保障手続きにおいて証明書を添付する必要は大幅に減少する見込み)

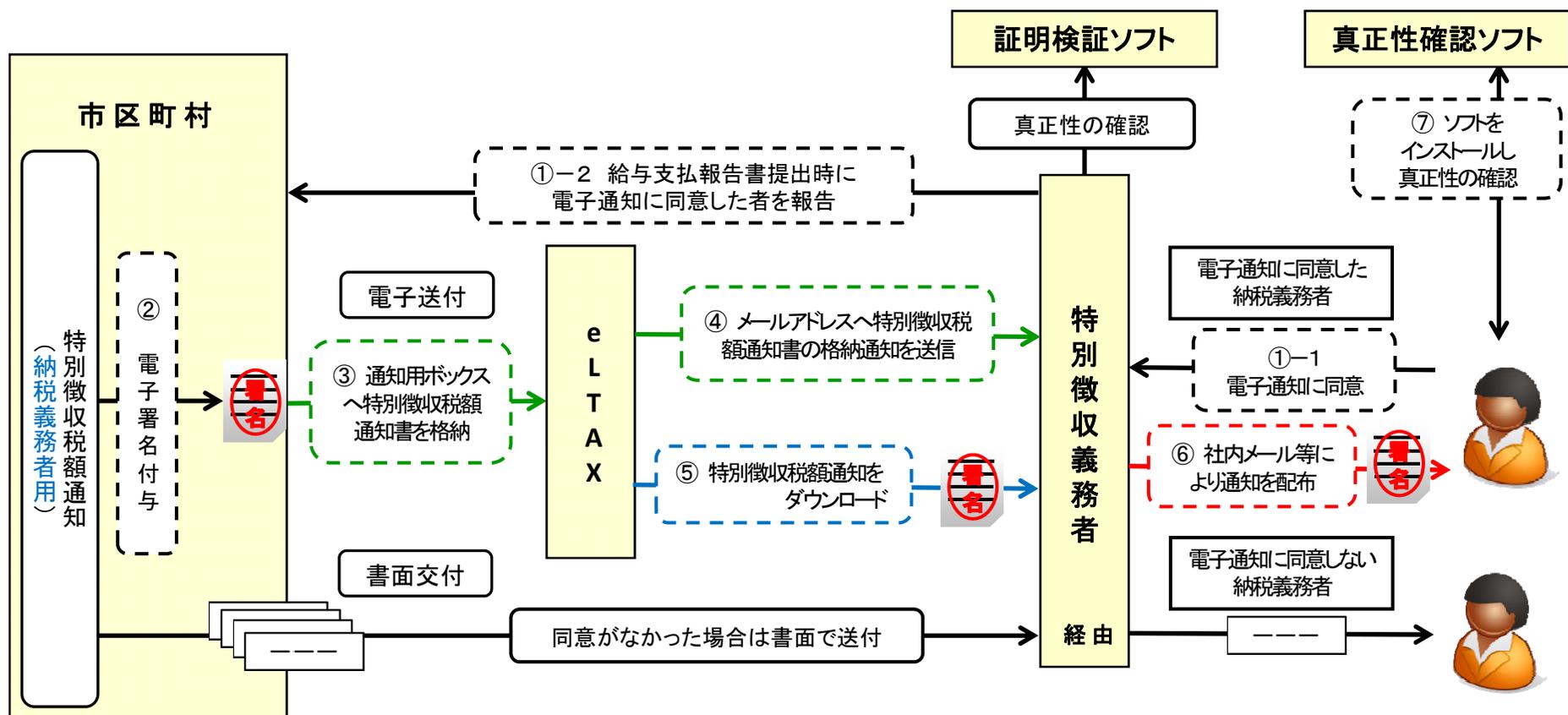
○賦課徴収税目において「特別徴収義務者」から「税額のみ」を交付することの是非について

- ・賦課税目である個人住民税にあつて、課税団体である市区町村からは納税義務者本人へ通知を行うべきか。
- ・課税の適正性の担保や納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、特別徴収にかかる納税義務者に対し、税額の計算ができるよう、課税情報の拡充を図ってきたところであり、その流れに逆らうことになる。

○この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。

案③(地電協経由案)

- ①納税義務者が電子通知に同意した後、特別徴収義務者は同意の旨を市区町村へ連絡
※給与支払報告書の様式改正(電子通知の同意欄の追加)
- ②市区町村は、特別徴収税額通知の納税義務者単位及び事業者単位の詳細に対し、電子署名を付与
- ③市区町村は、eLTAX中の特別徴収義務者の通知用ボックスに、特別徴収税額通知を格納
- ④特別徴収税額通知の格納通知を、特別徴収義務者のメールアドレスへ送信
- ⑤特別徴収義務者は、eLTAXで特別徴収税額通知をダウンロード
- ⑥特別徴収義務者は、社内メール等を通じて、納税義務者へ特別徴収税額通知を配布
- ⑦納税義務者は、特別徴収税額通知の真正性を確認するためのソフトを、自らのパソコンにインストール



案③(地電協経由案)の課題等

- 制度上、市区町村からの全ての特別徴収税額通知書の電子化が可能となる。また、電子化のメリットも大きくなることから特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化率の向上が期待できる。
- 特別徴収義務者が納税義務者に対し、特別徴収税額通知書(納税義務者用)を郵送している場合、電子通知対象者分のコスト等を減少できる。
- 納税義務者のプライバシーを保護できない
 - ・電子的にマスキング処理をすることは技術的に困難であり、特別徴収義務者は納税義務者の所得情報を見ることができる。
- 納税義務者が通知書の真正性を確認するには、納税義務者に一定の負担がかかる
 - ・特別徴収義務者は、ソフトを用いることで通知書の真正性を確認することができる。
 - ・一方で、納税義務者が通知書の真正性を確認するためには、納税義務者が自らのパソコン等に検証ソフトをインストールする必要がある。(システムによっては、本人確認の上で事前に利用者登録が必要となる場合もありうる。)
- 市区町村のシステム改修等
(同意した者の税務システムでの管理、大量の電子署名の付与などの改修コスト等が大きくなる)
- 市区町村の事務の増加
 - ・市区町村の事務は、電子通知・書面通知対象者の二重管理について純増となり、特別徴収義務者については、毎年電子通知の同意の有無を管理する事務負担が増加する。
- この方式による場合、特別徴収義務者の従業員である納税義務者には電子化が可能となるが、普通徴収による場合は、別途マイナポータルを活用する案などを検討する必要がある。